

# 河合町議会会議録

平成28年 3月10日 開会

河合町議会

## 平成28年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 2 号 （3月10日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
池 原 真智子	3
馬 場 千恵子	17
西 村 潔	31
森 尾 和 正	47
岡 田 美伊子	60
谷 本 昌 弘	62
清 原 和 人	70
○散会の宣告	75
○署名議員	77

平成 2 7 年 3 月 1 0 日（木曜日）

（ 第 2 号 ）

平成28年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年3月10日(木)午前10時01分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	岡田美伊子	2番	大西孝幸
3番	清原和人	4番	馬場千恵子
5番	吉村幸訓	6番	岡田康則
7番	森尾和正	8番	池原真智子
9番	西村 潔	10番	疋田俊文
11番	谷本昌弘	12番	中尾伊佐男
13番	辻井賢治		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康德	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	中尾博幸
住民生活部長	堀内伸浩	まちづくり 推進部長	竹田裕昭
教育部長	井筒 匠	総務部次長	木村光弘
福祉部次長	門口光男	安心安全 推進課長	森嶋雅也
財政課長	上村卓也	税務課長	岡田昌浩
福祉政策課長	辰己 環	社会福祉 協議会課長	山本孝典

保健スポーツ課長	上村 豊	認定こども園準備室長	佐藤 桂三
特命担当課長	梅野 修治	住民生活課長	上村 英伸
まちづくり推進課長	中山 雅至	地域活性課長	福辻 照弘
上下水道課長	石田 英毅	教育総務課長	杉本 正範
生涯学習課長	上村 欣也		

---

#### 会議に従事した事務局職員

局長	御 興 善 弘	調整員	堀 内 一 憲
----	---------	-----	---------

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成28年第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

---

◇ 池 原 真 智 子

○議長（疋田俊文） 1番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願います。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原真智子議員。

（8番 池原真智子 登壇）

○8番（池原真智子） おはようございます。

議席番号8番、池原真智子のほうから、一般質問をさせていただきます。

大きく1つ目に、女性活躍推進法についてお聞きします。

この法律は、昨年制定され今年4月から施行されるもので、背景には出産、育児を理由にした女性の離職率が高いことと、少子化による将来の労働力不足があると言われております。経済を支える上で、女性も重要な労働力にならざるを得ないということですが、女性も含め社会的弱者と言われる人々が、常に経済の安全弁とされてしまう典型的な施策、制度だと言わざるを得ません。

とはいえ、政府が昨年末決定した第4次男女共同参画基本計画に示されているように、働く女性の割合を高めるためには、男性の働き方、つまり長時間労働の削減や育児休業取得率の向上を求めており、ようやく国として性別役割分担の見直しを数値として明らかにしたことは評価できると思います。言うまでもありませんが、これは国だけの問題でも何でもありません。女性が安心して子供を産み育て、働き続けられる社会をつくることは、河合町としての課題でもありますし、そんな社会が誰にとっても生きやすい、住みやすい町をつくっていくことにつながっていくのではないのでしょうか。そうした立場から、次の質問にお答えください。

1、今回の女性活躍推進法制定の背景を町として考えられる中身でお答えください。またこの法律の目指すべき目標と具体的な内容をお示してください。

2、推進法での第一時的な目的は、企業として女性登用計画をきちんと指し示すことにあります。その意味では町内の企業も例外ではなく、行政としてチェックを行い、きちんとした啓発、指導がなされるべきだと考えます。その意味から、町が把握する企業の設置数を示すとともに、現時点または今後の指導内容について明らかにしてください。

3、推進法ではまた、その具体化のために、企業には行動計画の策定を、その規模に応じて義務づけ、または努力目標として定めています。一方、国においては基本方針の策定を義務づけ、自治体においては推進計画の策定を努力目標として求めています。このことについて町はどのように考えておられるのでしょうか。お答えください。また女性の就業率が低位な状況にある以上、行政の責務として計画策定は必然だと思いますが、町はどのような見解をお持ちですか。お示してください。

4、企業への指導を実現しようとするれば、町行政内の女性職員の地位向上が必須条件ではないのでしょうか。考え方を示してください。また現時点で女性職員の状況はどのようになっているのでしょうか。明らかにするとともに今後の目標を数値も含めお示してください。

大きく2つ目に、認定こども園についてお聞きします。

そもそも認定こども園は、少子化対策と待機児童問題解決を目指して、国が一昨年指し示した子ども・子育て関連3法施行を受けて打ち出されたものであり、加えて町的には保育所、幼稚園の建物の老朽化や子育て支援の必要性などから、その設立が示されたものと認識しています。

平成30年度の設立を目指して取り組みが進められていますが、その全体像や保育、教育内容などがいまだ明らかにされていないがゆえに、住民や保護者の間で不安の声や憶測などさ

まざまな声が飛び交っているのも事実です。そうしたさまざまな疑問に答える意味において、また私自身、こども園をよりよいものにしていきたいという思いから、このたび一般質問をしたいと考えます。それでは次の質問にお答えください。

1、そもそも河合町として何ゆえこども園設置を決定されたのでしょうか。そこに至る経過及び設置の意義はどこにあるのでしょうか。それぞれ明らかにしてください。

2、既にこども園を開園されている市町村での状況も勘案しながら、その設置についてのメリット、デメリットはどこにあるのでしょうか。現時点で考えられる状況全てをお示してください。

3、三つ子の魂百までとの言葉どおり、就学前期の育ちが一生の基礎をつくり、そして左右するとまで言われています。その意味ではどんな保育、教育内容をつくっていくのが、子供にとって最も重要な課題になるのではないのでしょうか。そこでお聞きします。こども園ではどのような保育、教育目標を掲げられようとしていますか。具体的な中身も含めお答えください。

4、住民や保護者が最も疑問に思っておられるのは、現行の保育所、幼稚園とこども園の何がどのように違うのかにあると思います。そのサービス内容や条件、環境など、その違いについて教えてください。

5、これも保護者がお知りになりたいことだと思います。保育料の設定方法、給食の有無と弁当を選択できるのか、また通園バスの実施と料金について、それぞれ明らかにしてください。

再質問があれば自席にて行います。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村生涯学習課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 私のほうからは、女性活躍推進法についてお答えさせていただきます。

我が国の15歳から64歳までの女性の就業率は、平成26年で63.6%と増加する一方で、長時間労働等の労働慣行から、仕事と生活の両立ができず、就業継続やキャリアアップ、こういうことを諦める女性も多くおられます。また役員や管理職等の指導的地位にある女性の割合は、諸外国と比べ低い水準でございます。女性の活躍が現在日本では不十分であるというのが現状であります。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法は、経営者の



意識改革や仕事と家庭を両立できる環境を整備することによって、育児や介護等の理由で働いていない女性の登用を促進することを目的として、議員おっしゃったように、今年4月1日より施行されます。

女性活躍推進法の主な内容は、地方公共団体と従業員が301名以上の企業を対象に、女性職員の採用割合や管理職の割合、男女別の育児休暇取得率等を把握し、数値目標の設定やフォローアップを行い、職場の環境を変えていくというものでございます。河合町には該当する企業はございませんが、300名以下の企業からもこちらのほうに問い合わせがあった場合は、積極的にアドバイスしていきたいと考えております。

基本計画の策定のめどにつきましては、国や県の動向を注視しながら策定に向けて検討していきたい、このように考えております。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（足田俊文） 木村総務次長。

○総務部次長（木村光弘） 私のほうからは、役場内におけます女性職員の現状と今後の目標という形のご質問にお答えさせていただきます。

本町の河合町役場における、まず女性職員の状況につきましては、全職員分としまして、全職員に占める割合、171名に対しまして65名、38.0%となっております。そのうち管理職以上、課長級以上という占める割合は30名に対しまして1人、3.3%でございます。

全職員のうちの一般事務職員としての割合につきましては、118人に対しまして21名、17.8%、管理職以上に占める割合は29人に対しまして今のところゼロという形で0%となっております。また各役職段階に占める割合につきましては、課長補佐級としまして16人に対し1名の6.3%、係長級で47人に対しまして16人の34%というような形でございます。

このような状況を踏まえまして、女性職員の活躍を推進するための今後の目標につきましては、女性職員における管理職、課長級の配置割合が皆無ということからも女性職員の登用を図り、管理職の配置に占める割合を上げることが目標とするところでございます。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（足田俊文） 佐藤こども認定室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 私のほうからは、2つ目の認定こども園についてお答えさせていただきます。

平成24年8月に公布された子ども・子育て関連3法では、乳幼児期の保育、教育、地域の

子ども・子育て支援を総合的に推進することとされています。したがって、河合町におきましても、平成26年度より子ども・子育て会議を開催し、本町の大きな課題である子供の数が減少傾向であること、また既存施設の老朽化などの課題に重点を置き、今後、河合町が提供する幼児教育、保育施設のあり方についてアンケート調査の結果も含め、子育て支援施策に関して検討を行ってまいりました。

なお、具体的な検討事項としまして、施設の適正配置、安全性の確保、周辺環境への影響、既存施設の利用、町有地の有効活用などに重点を置き、今後の河合町子育て施策を検討した結果、新たな場所において幼保連携型認定こども園を提供することが望ましいとの結論に至りました。

幼保連携型認定こども園の意義につきましては、保護者及び子供の目線になり、これまでの幼稚園、保育所の利点を継承しながら、全ての子供の最善の利益を提供することで、幼保連携型認定こども園に求められる役割を実現するものであります。

続きまして、こども園設置についてのメリット、デメリットについて。

まずメリットは、保護者の就労の有無にかかわらず0歳から5歳までの全ての乳幼児を同じ施設に預けることができる、0歳から5歳の集団を形成することによりいろいろな遊びや多くの友達ができ一層社会性を育むことができる、子供が通園していない家庭においても一時預かり保育や育児相談などの子育て支援が受けられる、保護者の施設利用に対し、教育・保育時間などの選択の幅が広がる、子供の発達段階において人間形成の基礎が培われる最も大切な乳幼児期を親や家庭状況により幼稚園・保育所と区分することなく、その枠を超えて安心で安定した就学前教育・保育を公平に提供できる、などが挙げられます。

続きまして、デメリットは、親が就労しているかいないかでPTA活動や園行事の参加に温度差が生じることが考えられ、また教育時間で退園する園児もいるため、引き続き保育を利用する園児が寂しがることが懸念されます。

続きまして、こども園における教育・保育目標についてであります。近年さまざまな研究から、就学前の教育が最も効果的であり重要であることが科学的にも立証されており、保護者は幼児教育・保育の充実を求められておられます。河合町幼保連携型認定こども園の教育・保育目標は、国が示している幼保連携型認定こども園教育保育要領、いわゆるガイドラインに明記された小学校教育への円滑な接続、園児一人一人の個人差に配慮した適切な指導、園児の発達の連続性を考慮した教育及び保育、あわせて障害のある園児や特別に配慮を要する園児への対応などにも十分配慮することを前提に策定する必要があります。現在、プロジ

ェクトチームにおいて、幼稚園教諭、保育所保育士が中心となり、これまでの幼稚園教育要領や保育所保育指針も踏まえて検討しているところであります。

現行の保育所・幼稚園とのサービス内容と条件の違いについてですが、現行の幼稚園との違いは、まず給食が提供されること、歳児別に保育園児と同じクラスにおいて教育としての共通時間を過ごすこと、今までは3歳児以上の交流であったが、3歳児未満の保育園児との交流も広がり、下の子を思いやる気持ちが芽生えます。現行の保育所との違いは、3歳児以上の保育園児については、歳児別に幼稚園児と同じクラスにおいて教育としての共通の時間を過ごすことです。また保護者の就労形態の変化により施設を変える必要がないことから、園児にとって教育、保育環境や友達、そして一番重要な幼児教育を担当する保育教諭が変わることなく、また異世代交流などにより、さらに小学校教育への円滑な接続ができることです。

幼保連携型認定こども園では、地域の子育て支援事業を行うこととされており、未就園児に関する子育て相談や情報提供、一時預かりなど、さまざまな取り組みを行い、親同士の積極的な交流を促進することができます。

続きまして、保育料・給食・通園バスについての考え方ではありますが、保育料は国の基準をもとに本町が定める金額となりますが、幼保連携型認定こども園の運営にかかわる問題であるとともに、保護者にとっても非常に重要で関心を持たれることであることから、保育料の設定に関しては、先進地の事例や近隣の状況を把握した上で、慎重に協議を重ねてまいります。

次に、給食についてではありますが、本町においては各園の判断に委ねられていますが、1号認定に対する給食についても提供する予定であります。園児にとって、教育・保育施設が家庭とともに重要な生活な場となっていることから、提供する食事に関しても乳幼児の心身の成長、発達にとって大きな役割を担っているため、特にアレルギー対応策などを含め、食事の提供方法については慎重に検討を行います。

次に、通園バスについてではありますが、まず計画地の立地条件による利便性や先々の利用者数の動向なども踏まえつつ、保護者などのご意見を聞きながら検討を行います。

以上でございます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原真智子議員。

○8番（池原真智子） 1つ目の女性活躍推進法にかかわって、今お答えをいただいたわけで

すが、まず先に聞けばよかったんですけども、この推進法の説明はいただきましたけれども、推進法についての町の考え方というか、どんなふうを考えておられるのかについて、まずお聞きをしたいので、その点についてお答えください。

それから、認定こども園について、それぞれ今お答えをいただきましたけれども、まずそのメリット、デメリットの件で、デメリットの紹介がありましたけれども、これらの解消についてどんなふうに取り組まれていくのかについてお答え願いたいと思います。

それから、保育・教育内容にかかわって、今プロジェクトチームで検討をされているということなんですけれども、大体いつごろ住民に、その検討結果を示されようとしているのかお答えください。

それから、4つ目の現行の幼稚園、保育所との違いについてあったんですけども、ちょっと言葉面をとるようで悪いんですけども、その保育所にかかわって、これから教育として取り組んでいくということだったんですけども、私の認識では現行の保育所も就学前教育の位置づけで取り組まれているというふうに思っているのです、その違いについてお示しをください。

それから、給食にかかわって1つ、その自校方式になるのかどうか、保育料にかかわってもバスの運行にかかわっても検討課題になるということなので、それはそうなんだろうけれども、どんなふうに取り組まれようとしているのかについて、わかればお答えを願いたいと思います。

以上です。

○生涯学習課長（上村欣也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村生涯学習課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 町としてのこの法律の考え方というご質問だと思いますが、教育委員会のほうとしましては、女性施策全般の担当をしておりますので、私のほうから言える方針としましては、この法律が施行されて、それでまだ周知されていないということもあると思います。ですから広報等でこの法律の内容とか、そういうことはアピールしたいと、そのように考えております。

以上です。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） まず、メリット、デメリットのデメリットの解決方法

については、幼保連携型認定こども園を整備された先進市町村からいろいろ情報をいただいているのですが、1号認定保護者と2号、3号認定保護者の役員を平等に割って対応しているところや、2号、3号認定で欠席された保護者の方々が、おうちで飾りものを作成するとかの対応で、保護者会のきずなが深まったなどをお聞きしています。保護者目線ではなく、園児の教育・保育を最優先に考えると、自然と保護者間で調整されていくとお聞きしています。

通園時間の違いに子供が苦しむのではないかというようなデメリットについてですが、幼保連携型認定こども園を既に運営されている幾つかの、これも先進地にお聞きして検討していますが、親の不安は最初だけで園児はすぐになじみ合い、心配することはないとお聞きしています。

次に、保育・教育内容、現在プロジェクトで検討していただいているんですけども、やはり幼児教育の重要性という部分が一番になっております。そんな中で、幼保連携型認定こども園の教育・保育目標のメリットの1つに、小学校教育への円滑な接続がありますが、幼児教育はスムーズな小学校への継続はもとより、小学校以降、成人に至るまで影響すると言われており、幼児教育の充実を図ることが河合町の次世代を担う子供たちに必要であり、早急に提供したいと協議しております。

保育所と幼稚園の現行の違いについてですが、基本的には変わりはないです。教育に対しての変わりはありません。保育所も現に幼児教育されておられますし、そこら辺は幼保連携になってお互いのよいところをとるところでございます。

給食の選択制についてなんですけれども、給食についてもいろいろな課題があり、食育についても認定こども園の特に配慮すべき事項に位置づけられていますので、選択制も含めて、今後、協議検討したいと考えております。

また、通園バスにつきましても課題が多く、乳幼児の教育・保育に影響が出ない所要時間や受益者負担の金額、利用者の有無に伴う不公平感などの課題もありますので、やはり今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（足田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 1つ目の推進法にかかわって、啓発、アピールしていきたいということだったんですけども、それはもう当然のことだと私は思うので、そういうことを聞いているのではなくて、町としてどんなふうにとめているのかについて教えてもらいたいと

いうことで、再度お答えをお願いします。

それと、こども園にかかわって細かいことをいろいろお聞きしたので混乱されているのかもわかりませんが、例えばデメリットの解消で、PTAとか行事の参加に差が出るのではないかというデメリットをお話をされていたんですけれども、今、女性活躍推進法との兼ね合いで、働く人がもちろん増えていきますので、なかなか100%幼稚園の保護者の方のように行事に参加するというのは保育所の場合難しいんですけれども、そうした人たちも含めて、例えば時間の設定を工夫するとかというふうに、誰でもが参加できる行事やPTA活動にしていかなければならないと思いますので、そんなにもめごとはないといえども、別に私、今現時点でもそういうふうに工夫はされるべきだと思うので、その点について再度お答えを願いたいと思いますし、それから教育、保育内容にかかわってお聞きしたのは、大体いつごろ発表できるのかと、ほんでそれはとっても大事なことで、認定こども園の根幹にかかわる問題なので、その点について再度お答えを願いたいと思います。

それから、現行の幼稚園、保育所との違いについては、もう少し具体的に示されるべきではないかなと思うんですね、住民や保護者に。その点について再度お答えを願います。

それから、給食にかかわっては、そういうことを聞いたのではなくて、認定こども園で調理をされるのかということをお聞きをしたんです。

それと、保育料、バスについても慎重に検討していきたいというお答えでずっと言われているんですけれども、これもある程度は保育料にかかわっても、所得に応じてとかというふうに、子ども・子育て会議の中では報告されていましたが、これもいつごろどんなふうにされるのかという、これも現行の、例えば幼稚園の保育料、ほんで保育所の保育料との余りの差があれば、保護者も認定こども園を選ぶのかということになりかねないので、これもいつごろ素案が発表されるのかについて明らかにしてください。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 申しわけございません。河合町の考え方、この法律についての考え方ということですので、改めて回答させていただきます。

日本の労働力、これは平成26年の総務省の労働力調査によりますと、年齢、階級別の割合なんですけど、30代を底にしてM字カーブ、30代の就業率がぐっと落ちていっているというような統計の結果が出ております。その背景にはやっぱり依然として、結婚、出産、子育てで就業を中断する、こういうことがやっぱり我が国にはあるということだと思います。

河合町としましても、同じような状況だと、データは今まだつかんでおりませんが、同じような状況だと思いますので、この法律については、この現代では大切な法律ではないかなと考えております。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 2点目の認定こども園のデメリットの問題でお答えします。

今現在でも、保育所で働いているお母さんにつきましては、平日はやっぱりお仕事しておられる。中には休日のときにもお仕事しておられると。その中で今現在の保育所行事につきましては、その辺を保護者会の中でもいろいろ検討していただきまして、皆さんが参加しやすい行事日程を組んでおるといふようになっております。ということは、今後、認定こども園におきましても、それにつきましてはPTAのお母さん、それから保育所の保護者さんとの協議の中で、皆さんが参加しやすい日程を考えながら、行事を考えていきたいというふうに思います。

それと、運営方針等につきましてはの検討のいつまでですという質問でございますけれども、基本的に平成30年4月を開園の目標にしております。そこまでのいわゆる平成28年、29年度の期間におきまして、その辺を検討してまいらなければならないというふうに考えております。その中で、やはり町のほうの一応方針を出しまして、これは今現在通っておられるお母さん、それからその対象の方につきましてはご意見を聞くということもしていかなければならないというふうに思っております。

特に、例えば、給食の問題、町としましては、基本的に給食を提供したいと、提供していきなかなきゃならないというふうに思っております。河合町の場合、給食につきましては、自校方式をとっております。小学校3校で自校方式というふうになっておりますので、基本的には認定こども園につきましても自校方式というふうな考え方で検討してまいりたいというふうに思いますけれども、これも保護者の皆さんの考えを聞いてまいりたいというふうに思っております。

それと、通園バス、これにつきましても、今現在、幼稚園等につきましては、河合町は運行しておりませんが、基本的に1カ所になるということで、ベース的には通園バスを運行してまいりたいというふうには思っておりますけれども、例えば、ある町では、もともとそういう計画でしたけれども、例えば駐車場を整備することによりまして、それは必要でないという声もございます。やっぱりその辺につきまして、保護者の方のご意見も聞きなが

ら検討してまいりたいというふうに思っています。

できるだけ、開園に向けまして、早急に検討してまいりたいというふうに思っております。

○教育部長（井筒 匠） はい。

○議長（疋田俊文） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 教育目標の件でございますが、議員おっしゃいましたように、従前は保育所は就労支援、幼稚園につきましては家庭教育の補完という言い方をして進められてきました。保育所もこの家庭教育の補完ということでは、役割は担ってもらっていると思うんですが、議員のご質問で触れられましたように、三つ子の魂百まで、この辺の部分ですね、保育所の職員と幼稚園の職員が教育にかかわって共通認識できているかどうか、まずこれをしないといけないと思いますし、国が今求めているのは教育の充実だということを言っていますので、今まで以上のことが望まれると思うんです。これが、おっしゃったように三つ子の魂百まで、いわゆる就学前にやるほうが効率的だという研究も出ていますので、そこは大事にしたいと。ただ、すぐに、きょう、あしたできることじゃないので、そこについては時間はある程度いただかないといけないのかなと。ただ、大まかなアウトラインができれば、それはお示しをしたいなと思っておりますし、ここは私は一番のポイントだと思います。

それと、通園バス、弁当、給食につきましても、これは幼稚園の課題であった分を、今回の認定こども園の設置の中で、私どものほうも、状況も含めてまずはこれに取り組んでいこうという中で上がってきた。ただ、その中でいろんな、要は範囲で、今部長申し上げましたような部分も必要だと思いますので、当然それは前提に進めていきたいと思っておりますが、ここの分はもう少し早く決めないといけないと思っておりますし、当然、もっとご意見を聞く機会も私ども持たないといけないと思っておりますので、そういうことも含めて、前の部分は少し時間をいただく。今言ったようなバスあるいは給食については、早急に決めていきたいなというふうに思っています。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原真智子議員。

○8番（池原真智子） 推進法にかかわって考え方を今述べていただいたわけなんですけれども、そしたらその上で具体的な中身についてお聞きをしますけれども、例えば先ほどお答えがありましたけれども、河合町内には301名以上の企業がないということで、きちんとした計画を示すのは努力目標になるというふうに思うんですけれども、その問い合わせがあれば指導していきたい、教えていきたいというふうにおっしゃったんですけれども、今後、301



名以下の企業は幾つか存在しますし、女性従業員がいないところももちろんあると思うんですけれども、そういう町内の企業の皆さんに対して、問い合わせがあればって、そういう推進法の存在すらも企業としてご存じない企業もあると思うので、そういう企業に対してはどんな指導、指導というか啓発をされていくのか。問い合わせがあればっていう消極的な対応ではなくて、もう少し踏み込んだ行政としての対応が求められるのではないかなというふうに思いますので、その点についてもう一度お答えをお願いします。

それから、推進計画の策定については検討をしていきたいというふうにお答えがありましたけれども、課長は女性の労働人口について言われましたけれども、奈良県は全国最下位、女性の働く率が最下位ということで、それだけ裏を返せば、女性が働くことについてなかなか条件が整っていないということでもありますし、啓発の必要性もその辺で見出せますので、どれだけ町として推進計画について力を入れていただくのかということになるので、その検討していきたいではなくて、具体的に年次を追ってつくっていくという考え方があるのかどうかお示してください。

それから、町の女性職員の件で、木村次長からお答えがありましたけれども、何と寒々しい状況かと、住民の方は多分思われるのではないかと。管理職ゼロなんて近隣の町と比べてもないのではないかなというふうに思うんですけれども、ほんで管理職を増やしていきたいという今後の目標を述べられていましたけれども、ちょっと女性職員の件で教えていただきたいんですけれども、ここ10年の男女の採用比率がわかれば教えてください。それから現況の、その働いておられる女性職員さんの正職か臨時かの違いについて教えてください。それから勤続年数の男女比、それから労働時間の状況、それから育休の取得率、男女比、わかれば教えてください。それと担当が教育委員会と総務に、今そういうふうに分かれているんですけれども、行く行くの担当課はどういうふうになるのかもお示し願いたいと思います。

それから、こども園については、保護者への説明を行っていくということなんですけれども、ちょっと今時点でのこども園の中身では、なかなか保護者の方に説明ができるのかなという心配をするわけなんですけれども、だとしても何か、先ほど私が示しましたように、いろんな意見が錯綜して、事実かどうか分からない意見があるので、それはそれで今時点の中身を保護者の方に説明をしなければならぬと思うんですけれども、いつごろ説明されようとしているのか、ほんでどんな中身で説明されようとしているのかについてお聞きをしたいのと、それからもちろん私が言うまでもありませんけれども、保育所と幼稚園は担当部署が違いますから、福祉と教育委員会に分かれていますので、行く行くその担当は一体どうい

うふうになるのかなと思うので、それも教えてください。それからどちらにしても、現行の幼稚園、保育所よりもよりよい中身にしていかなければならないと思うので、先ほど言いましたように、何が違うねんという話のときに、その具体的な話もいいんですけども、もうちょっと中身的、教育内容にかかわって何がこんなんやっという売りをやっぱり明らかにすべきだと思うので、その点についても再度お答えを願いたいと思います。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 私のほうからは、PRが消極的じゃないか、もっとしっかりと積極的にPRするべきじゃないかというご指摘でございますが、この4月から施行されるということで、私正直、中小企業の実態というのを、河合町のほうでの把握はまだしておりません。今後どのような企業があるのかということを再度見直しながら、今後の方針を考えていきたいと考えております。

あと、計画の策定でございますが、この法律は10年間の時限立法ということでございますので、余りのんびりと構えることもできませんが、先ほども申しましたように、県のほうの策定状況とかいうことを考えて、地域の実情に合った計画を作成できるように検討してまいります。

あと、今、女性施策が教育委員会で、ほんで職員の関係は総務課だということで、これから一本化するのかどうかという話ですが、それは今後の課題とさせていただきます。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず、保護者の説明、これにつきましては年度が変わりましたらできるだけ早いうちに行ってまいりたいと。対象範囲につきましては、基本的には今現在お子さんを預けてられるお母さん方、保護者の方を対象というふうに思っておりますけれども、その対象につきましても検討してまいりたいというふうに思っております。

それと、将来的な担当課というんですか、今現在では福祉部というふうに考えております。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 職員の採用の割合はどうかということだったと思いますが、ちょっと10年前というまでのちょっと資料が今手元にございませんで、過去5年という形でちょっと述べさせていただきます。

平成24年度につきましては、採用4名について一応女性の職員の方は0名でした。25年度につきましては3名のうち1名、26年は4名のうち1名、27年は4名のうち二人、来年度、

28年度、これは予定ですが、一応7名のうち3名というような割合になっております。

それと、勤続年数の件でございますが、女性の勤続年数、27年度4月1日現在で、今のところ23.4年と。これ一般事務職の女性でございます。平均的な年齢として45.2歳というような形になっております。

それと、育休の男女ですが、育休につきましては、男子のほうはまだとっておられる方は今のところいらっしゃいません。女性の方は、今現在では大体13カ月、1年少しぐらいの育休を平均的にとられているというデータでございます。

以上でございます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 推進法にかかわって、もう少し啓発というか、別に一般的な住民への啓発とともに中小企業に対する啓発も、町として主体的にぜひやっていただきたい。せっかくできた法律ですから、よろしくお願いをしたいというふうに思います。それから計画については、タイムスケジュールを改めて出していただきたいというふうに思います。

それから、女性職員にかかわって、ちょっと正規か臨時かという答えがなかったのも、それだけ教えてほしいんですけども、どちらにしろいずれ女性職員を国のほうでも3分の1ぐらいにしていきたいとかというふうに目標がありますけれども、その女性の置かれている状況が余りにも河合町として寒々しいので、企業に対して指導するとかというふうな次元ではないのではないかとこのように思います。ですから、もう時間がありませんから、これで終わりますけれども、今後にかかわってどういうふうにしていこうとされているのか、女性職員にかかわって。ぜひそれだけお答え願いたいのと、それから育休の取得率が男子はゼロ。何という寒々しい。日本全体でも低いんですけども、やっぱり町が率先して示さなければ、どこも企業はそんな制度はつくらないというふうに思いますので、その点についても再度お答えを願って、私の質問をこれで終わります。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（岡井康徳） 女性活躍社会、当然のことだろうというふうに思います。そういう観点から見ますと、今現実的には町職員の女性職員の研修会、要するに幹部職員になる登用のための研修会等も開催をいたしておりますし、やはり社会全般に女性の活躍は当然の時代になってきているのではなかろうかというふうに感じております。先ほど、教育委員会という形

でお答えさせていただいておりますけれども、これは総務として、町全体として取り組んでいくべき大きな課題だというふうな認識をしておりますので、その点をご理解いただければありがたいなど、そう思います。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 職員の正職、臨時職員等の違いというかの回答でございます。

正職で言いますと、当然採用試験等を受けて入ってこられた職員でございます。臨時職員につきましては、その都度、事務の必要なところ、職員の足りないような部分を補っていただく形で、職員等募集して、そこから、募集を来られた中から面接なり等をしながら決定するという形であります。今の状況から女性の事務的な職員が臨時職員として多いんですが、特に募集の折には女性も男性も特に指名等はしておりません。たまたま応募のほうは女性の方が来ていらっしゃるということで採用等をさせていただいているところでございます。

あと、今後についての女性職員についてでございますが、当然そういう管理職等を目指すための研修、昨年も研修、そういうので3回ほどやりまして、それにも出席等させていただいておるところですが、今後におきましても、当然そのような県または町村会などの主体の研修に、積極的に参加等させていきたいと思っております。

○議長（疋田俊文） これにて、池原真智子議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（疋田俊文） 2番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場千恵子議員。

（4番 馬場千恵子 登壇）

○4番（馬場千恵子） 議席番号4番、馬場千恵子。通告書に基づき質問をいたします。

まず、水道ビジョンについて。

人口の減少や東日本大震災の経験から、取り組み内容の見直しが行われ、新水道ビジョンが公表されました。河合町における新水道ビジョンの策定はどのようになっていますか。また河合町の水道管など、耐震化の進捗状況はどのようになっていますか。地震等で被害を受けたときの給水を確保するための水道管のループ化はされていますか。また中山台の配水塔

についての調査の結果、修理、修繕は不可能ということですが、今後の対応についてお伺いします。

2番目は、下水道使用料改正についてです。

前回の料金の改定も、消費税が増税される前だったと記憶しています。公共料金の値上げは生活を大きく圧迫します。一般排水で20円、中間排水で18円、特定排水で10円のアップとなっています。中間排水、特定排水など、利益を生む企業の値上げ幅が、一般家庭の値上げ幅より少なくなっています。その根拠はどこにありますか。一般家庭の使用料の平均が20立米とのことですが、排水枠が1から300立米と枠が大きく、その中には利益を生むところも含まれていることから、細分化し一般家庭の値上げを抑えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3番目は、子供の医療費助成についてです。

県の政策として、平成28年8月から通院も入院も中学卒業まで拡大されることになりました。私も一般質問で何度か質問いたしました。子供さんを持つ親の要望が実現し、うれしく思っているところです。そこで確認したいことが2点あります。1つは、拡大部分の一部負担金が今回1,000円となっていますが、就学前までは500円で、それ以上は1,000円ということでしょうか。県は市町村で独自に引き下げることができるとしています。河合町ではその対応はどのようにお考えですか。2つ目は、所得制限の撤廃ですが、拡大部分についても適用されますか。

4つ目は、自衛隊高等工学科学校の中学校への勧誘についてです。

近隣の広陵町では平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの男子生徒の名簿を自衛隊への閲覧を許可したことや、大和高田市では自衛隊のチラシを生徒に配布することが行われています。河合町では生徒の名簿の閲覧や、学校に直接チラシを届ける、または陸上自衛隊の学校案内を進路指導室に置くなどはありませんか。

昨年の9月19日に安全保障関連法が採択されて以降、自衛隊の任務に変化があることが明らかになっています。命が危険にさらされることにもなります。他市町で行われていることに対するお考えと、その対応についてお伺いします。

次は、国民健康保険についてです。

平成30年から国保の都道府県化に向けて、国からガイドラインが出され、県としても準備が進められています。町としてどのような対応を準備されていますか。国保会計も単年度黒字が続いています。基金も3億円を超え、来年度予算に対してはここで訂正です。26%を

11.7%に訂正してください。11.7%となっています。この間、都道府県化対応としていますが、高すぎる国保税を言わざるを得ません。さらに国が平成27年度より低所得対策として、被保険者1人当たり約5,000円、支援金として交付されています。国保会計での平成27年度の保険基盤安定繰入金の中で支援金は幾らで、平成28年度予算での見込みは幾らですか。またその活用はどのように検討されていますか。基金の積み立て状況また交付金の趣旨を踏まえ、国保税の引き下げを実施すべきではないでしょうか。

最後は、介護保険制度についてです。

平成29年度実施の介護予防日常生活支援総合事業の準備状況はどうでしょうか。必要な介護サービスが低下しないよう進めていただきたいと思います。西和7町での検討状況はどうでしょうか。新たな事業の準備状況と、その内容について教えてください。

再質問は自席にて行います。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○議長（疋田俊文） 石田下水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 私のほうからは、1点目、水道ビジョンについてと、2点目の下水道使用料改正についてお答えさせていただきます。

ご質問1点目の水道ビジョンについての中から、まず新水道ビジョンの策定についてでございますが、厚生労働省では日本の総人口の減少を前提とした老朽化施設の更新需要の対応及び平成23年3月に発生しました東日本大震災の経験を踏まえ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を基本理念に、安全、強靱、持続の理想像を掲げ、平成25年3月に新水道ビジョンを策定されたものでございます。この新水道ビジョンでは、今後50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具体化するため、今後、当面の間に取り組む事項、方策を提示するものでございます。

河合町における水道事業の現状は、老朽化施設のあり方等について大きな転換期を迎えているところではございます。現在、各関係機関と協議、検討を行っておりますが、これにより確固たる方向性が見出された段階で、河合町新水道ビジョンを策定し、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策をお示ししたいと考えておるところでございます。

次に、水道管の耐震化の進捗状況についてでございます。水道管、導水管、送水管、配水管、種類ございますが、耐震適合性のある管路として、現在布設しております管路の適合率が基幹管路、こちらで47.9%、給水区域全体で18.7%となっております。

次に、緊急時の水道管ループ化についてでございますが、地震発生時だけではなく破損断

水に備え、住宅密集地におきましては、ほぼループ化されているものでございます。

次に、中山台配水塔の今後の対応についてでございます。新水道ビジョンの際に触れさせていただきましてとおり、既存の中山台配水塔廃止に向けた協議、検討を各関係機関と行っております。この協議、検討の結果が住民の皆様の利益となるような計画となるように、熟慮しながらもスピード感をもって対応したいと考えておるところでございます。

続きまして、2点目の下水道使用料改正についてでございます。

まず、値上げ幅が少なくなっている根拠についてでございます。今議会上程させていただいております条例改正案につきましては、現行より一般排水20%の増額、中間排水、特定排水につきましては5%の増額となっております。この値上げ幅の違いにつきましては、中間排水、特定排水においては、もともと高い単価設定となっております。単価設定につきましては、現行では一般排水を1としたときの中間排水が1.60、特定排水が2.00、近隣7町の平均が同じ場合中間排水が1.30、特定排水が1.60となっております。改正案では中間排水が1.40、特定排水が1.75であることから、決して安価な設定ではないことをご理解いただくと考えておるところでございます。

次に、一般排水の枠の細分化についてでございますが、下水道法第31条の2におきまして、流域下水道を管理する都道府県は、利益を受ける市町村に対し費用を負担させることができるとされております。公共下水道に流れる汚水は、河合町の場合、広陵町にございます第2浄化センターで処理されておりますが、この3種の排水種別につきましては、奈良県流域下水道の維持管理等に要する費用の市町村負担金の算定及び納入要綱第4に明記されておるところでございます。

一般排水、こちらの細分化、ご提案でございます。一般家庭と事業所の細分化と理解いたしますが、例えば住居の一角で事業所を営まれている場合をどう取り扱うのかなど、複雑化が予想されますので困難であると考えられるところでございます。

以上です。

○福祉部次長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 私のほうからは、子ども医療費助成についてお答えいたします。

今回、県子ども医療費助成の拡大対象については、対象範囲を中学校卒業までとし、一部負担金については、通院月額1,000円を基準として実施されます。実施時期、これにつきましては、8月診療分から実施されます。なお、河合町におきましては、一部負担金を就学前

児童と同様、月500円で実施したいというように考えており、8月診療分から適用いたします。

2点目の所得制限の撤廃についてです。1月18日実施の町村協議会において、県の考え方が示されたところでございます。県の方針は、所得制限の撤廃は制度化しないとの回答です。なお、本町においては、平成26年8月に制度改正した就学児童と同様、所得制限は設定いたしません。

続きまして、国民健康保険税についてです。

今日まで奈良県保険指導課と事務ワーキングを実施してまいりました。定率保険料率の設定、保険料の激変緩和措置並びに各市町村の国保財政収支バランス等を見据え、県民負担の公平性確保に努め検討を進めているところでございますが、現在、県のほうから詳細な内容が示されていないことから県の動向を注視しているところでございます。

2点目の低所得者支援金、これにつきましては、平成27年度、国のほうで約1,700億円の拡充が図られました。河合町の保険基盤安定繰入金のうち、保険者支援金としては3,904万5,533円の繰り入れとなっております。平成28年度予算につきましては、2,105万円の予算を計上いたしておるところでございます。

支援金の活用、これにつきましては、被保険者の高齢化や無職者の加入割合が増加等により、所得の伸びよりも医療費の伸びが高い傾向があるため、支援金を充てているという状況でございます。

河合町でもどんどん少子高齢化が進んでおります。また医療技術の高度化に伴い、今後の医療費の増加が容易に推測されます。国保の県一元化を見据え、国保財政に少しでも体力をつけなければならないという考えから、税率の引き下げ等につきましては慎重にならざるを得ないのかなというように考えます。

以上でございます。

○教育総務課長（杉本正範） はい。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、4点目の陸上自衛隊高等工科大学の中学校への勧誘についてお答えさせていただきます。

この勧誘の対応につきまして、本町といたしましては、生徒の名簿の閲覧につきまして、個人情報に当たりますので許可することはありません。チラシ等の配布につきましては、高等工科大学も進路の選択肢の一つと考えておりますので、希望者に対してはパンフレット、



チラシなどを配布いたしております。

以上でございます。

○福祉政策課長（辰己 環） はい。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、介護保険制度について回答させていただきます。

西和7町で検討を進めさせていただいております総合事業の実施につきましては、円滑に移行することが重要であると考え、現在のサービス水準を低下させることなく、7町とも平成29年度より実施することで合意をしております。

総合事業を実施した後は、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、新たに訪問型サービスと通所型サービスとして総合事業に位置づけされます。これが現行相当のサービスでありまして、現行のサービスと同じ単価及び基準で実施していく予定でございます。

法的には、この現行相当のサービスを実施するのみでも、総合事業を実施していることとなりますが、検討の中で現在の介護予防訪問・通所の各サービスは、同じ月の中で何度利用しても同じ価格であるというセット料金の考え方でありましたが、このたび、総合事業のガイドラインが示されまして、これに基づいて7町で検討を行った結果、給付の適正化及び利用者負担の観点からも、1回当たりの単価を採用していきたいということで考えております。

そして、緩和したサービスとしまして、介護事業所が実施主体となる緩和型サービスAの検討についてしているところで、緩和型サービスAにつきましては2つのサービスがございます。訪問型サービスAと通所型サービスAでございます。

訪問型サービスAにつきましては、サービス提供責任者の資格や人員に関する基準を緩和し、サービス単価を現行相当サービスの1回当たりの単価から減額の方向で検討をしております。

通所型サービスAにつきましては、基本のサービス単価は現行相当のサービス単価と同じ単価とし、短時間サービスにつきましては減額した単価で設定するよう検討しております。また短時間サービスの基準につきましては、各町の通所事業所の動向等を踏まえ今後も検討することとしております。

また、地域の住民等が主体となって提供します緩和型サービスBは、住民ボランティア等の多様な担い手が主体となりますことから、各町各地域の特性に応じたサービスづくりが必要となりますので、このことにつきましては各町で検討することになりました。

そして、ケアプランについて、総合事業のサービスをマネジメントするケアプランにつきましては、単価の統一を検討させていただいております。そして原則的なケアマネジメントでありますケアプランAは現行と同じ単価とし、総合事業の中で多様な担い手が行うサービスのみを利用するケアプランBの場合や1度限りに行われますケアマネジメントであるケアプランCにつきましては、減額した単価の設定を検討させていただいているところでございます。

今後も7町で検討し、また事業所説明会等も実施していく予定でございます。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） まず、新水道ビジョンについてです。

この新水道ビジョンについては、課長のほうからも説明ありましたが、東日本大震災の経験を受けての取り組みとなっています。安心して供給できるということで、水道管等の耐震化も含めて行われるというビジョンでございます。これについては、ループ化も含めてですけれども、全町ではほぼできているというふうにお答えいただいているんですけれども、このループ化については、主な水道管についての耐震化というか、それに対するループ化みたいなのはされているのか、またその計画が計画的にされているのかということもまたお願いしたいと思います。

それと、中山台の配水塔についてですけれども、以前調査した結果、老朽化が激しくて危険な状況にあるということですので、この危険な状況のままいつまで置いておくのかということが問題だと思います。いろんなところで学校も含めて耐震化、庁舎の耐震化も含めて進められていっている中で、巨大な3塔ある配水塔をいつまであの状態で置いておくのか。地域の住民にとっては大変心配で、危険がいっぱいな気持ちでおられると思います。その計画時期等について教えてください。

この水道ビジョンについても近隣のところでは既にできています。以前の地域水道ビジョンについても提示していただきたいということをお願いしましたけれども、それも提示されていない中で、この新水道ビジョン、早急に、50年、100年後と言いますけれども、それぞれのところでは昭和43年とか35年とか60年とかという単位までとかということで計画もされていますので、河合町に合ったそのビジョンを早急に策定していただきたいというふうに思います。

それと、下水道の料金についてですけれども、先ほども言いましたけれども、質問の中で

以前の値上げというふうに言いましたけれども、以前値上げが提示された時期が、消費税が引き上げられるその時期だったと思います。今回また来年度からは、4月からは10%の消費税の値上げが予定されています。また年金も下がってきている。そういった中で、この公共料金の値上げが、その地域住民、河合町の住民にとって、どれほどの痛手になっているのかというところを考えていただきたいと思います。私は皆さんのそういった声がひしひしと伝わってくるわけですが、皆さんはどんなふうにとめておられるのでしょうか。利益を生まない家庭での水道料金と、利益を一定生むところの水道料金とはおのずと変わってくると思います。その辺を再度検討していただきたいというふうに思います。もともと中間と特定のところが高かったというふうにおっしゃっていましたが、近隣を見ますと特別に突出して高いということはないと思います。肩を並べるかやや低いかというところの水道料金だったように思いますけれども。

それと、一般排水のところの300立米までの細分化ですけれども、確かに一般排水、中間排水、特定排水というところの枠での法的な規定というのはされています。ところがその中をどういうふうに分けるかについては規定の中には入っていないと思います。現実には奈良県においても細分化している。使用料によって分けている自治体もありますので、そういうことも含めて、一般家庭の住民の方が安心して水道を利用できる、そのような検討をお願いしたいところです。先ほど、ご家庭とお店を一つにしているということで細分化は難しいというふうにおっしゃいましたが、企業と家庭を分けるという話ではなくて、おのずとそういうところは使用料も増えてきているということですので、水道の使用料に合わせて細分化、奈良県であるところでは6段階ぐらいに分けているところがあったと思います。その辺の検討をぜひお願いしたいと思います。これは、この水道料金というのは、公共料金で生活に密着していることですので、基本は住民の立場で、住民が安心しておいしい水が飲めるというところを最も重点として考えていただきたいというふうに思います。

それと、国保についてですけれども、国が1,700億円、全国的に出しているわけですが、河合町でも今度の予算の中でも8,600万円、保険基盤の安定の繰入金として出されています。その中で、支援分と軽減分に分かれていますので、この支援分については、先ほど課長も言われたように、軽減して、国保税のところできわめていただく。このお金は都道府県化に向けて、安定的な基金を積み立てるみたいな形になってしまっていますけれども、これはあくまでも基金の積み立てのお金ではなくて、低所得者に対する支援のお金ですので、本来の意味として活用していただく。それが、この援助金の趣旨に合っていると思います。

けれどもどうでしょうか。

それと、陸上自衛隊の学校の件ですけれども、私も名簿の閲覧等については個人情報のプライバシーの侵害というふうに思っていますのでそれはいいんですけれども、チラシ等について1つの選択肢ということですが、今度の予算の中でも自衛隊関係の費用が増額されています。パンフレットもつくるといことになっていますけれども、選ばれた自治体らしいですけれども、その選ばれた基準もぜひ教えてもらいたいですけれども、去年の9月19日に安保法制が制定されて以来、その自衛隊の持つ意味が大きく変わってきています。自衛隊員もかなり危険な場所にまで行かなければならない、そういうような状態になっていると思います。それは認識は一致しているかと思えますけれども、そういった中で、河合町の青年が、そういったところまで自衛隊に入った場合出向いていかなければならない、命の危険も脅かされる、そのような状況になるというのがすごく心が痛むところなんですけれども、河合町からも、去年ですか、自衛隊に入隊された方を激励する、その激励会のようなものを開かれていますけれども、激励するという意味ってすごく複雑な心境なんですけれども、この自衛隊へのこういった勧誘、またパンフレットの配布、生活指導における1つの選択肢というところで、この河合町の青年を愛する気持ちで、慎重に対応していただきたいというふうに思うんですけれどもどうでしょうか。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○議長（疋田俊文） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） まず、水道の水道管ループ化でございます。

計画的にしているのかといったご質問でございますが、このループ化といいますのは、先ほど申しあげました災害時、災害時というのは地震等の災害という意味合いでございますけれども、それと破損断水、こちらに備えまして、ループ化することによりまして被害が最小限にとどめられるといった思いで、もともとといいますか、計画的という意味合いも一部入っておるわけなんですけれども、今現在、そういう形でループ化というのが最善の策であるということで、形態的にはそういう形になっておるわけでございます。

次の中山台配水塔、こちらいつまで置いておくのかと、そういったご質問だと思います。

先ほど申しあげたとおり、こちら廃止の方向に向けまして関係機関、鋭意協議させていただいている最中でございます。その進捗によりまして、例えば廃止後どうするのか、その廃止に当たってどういう手だてをするのか、こちらまだ不透明な状況でございます。ですので、例えばいつまでといった期限、そちらのほう、スピード感を持って先ほど申しあげま

した。そちらのほう早期解決といった形、させていただきたいなど、このように考えるところでございます。

次の新水道ビジョン、こちらに関しましても、今そういった状況で施設の更新といいますか、あり方等につきまして、一定といいますか、確固たる方向性、こちらがまだ見出されていない状況でございます。そちら見出された段階、早急にビジョンのほう策定したいと考えているところでございます。

次、下水道のほうでございます。

消費税前、値上げ前のこの時期、公共料金かなりご負担になると、心苦しい部分は当然でございます。しかしながら本町下水道事業、かなり厳しい経営状況になっております。その状況の中で、平成17年9月値上げ以降、皆様の、ある意味こちら、皆様のご負担軽減すべく努力してまいったわけでございます。この今の時期、なぜかという話になりますけれども、こちらこの今のタイミング、これ非常に大事なポイントだと思うんですけれども、やはり一般会計からの繰り出し、こちらのほうがかなり多い金額でございます。値上げによります効果額、こちらのほうが、値上げすることによりまして、ほかの重要な施策、一般会計で行っております重要な施策、そちらのほう有効活用できるのではないかと。言いかえますと、やはり住民の皆様、こちらの幸せにつながるものではないのかなと考えているところでございます。

利益を生む企業と一般家庭、こちらのお話でございますけれども、こちら一般排水の細分化、先ほど再質問ございました。それと絡んでくるお話かなと、このように思いますけれども、先ほど申し上げた事例、こちら個人商店といった形、それを対象に述べたわけでございます。例えば下水道料金の算定というのは、水道メーター、要は水道使用料、こちらによって基づくものでございますので、例えばその事業所と個人と、どちらのカウントをするのか、それを避けるならば別々のメーターといった形で、またある意味ご負担を強いる形になるのではないかと、このように考えるところでございます。

それと、中間排水、特定排水、そんな高くないやないのといったお話でございます。先ほど一般排水を1とした場合といった形でいろいろ単価設定お話しさせていただきました。近隣見ましても単価的には先ほど申し上げた肩並べるぐらいのレベルかな、そのように考えております。ただ近隣だけではなく、もともと単価が高い、そういった設定でございます。そちらのほう、ひとつご理解いただきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○福祉部次長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 支援金というところで国のほうから出ておると、それを積み立てしておるのではないかというところで、再度、支援金の活用というところでお答えさせていただきます。

平成27年度現在の被保険者数、これにつきましては現在4,932名となっております。平成26年度の実績でございますけれども、医療費の現状につきましては18億5,117万4,000円の執行でございます。1人当たり約36万4,000円がかかっている状況でございます。なお県下におきましても、12番目に高い医療費となっております。また平成25年度におきましては、16番目に高いというデータがまいてございます。先ほどもお答えさせていただいたとおり、この支援金の活用につきましては、この医療の高度化、医療費に充てておるというところでございます。

以上です。

○教育総務課長（杉本正範） はい。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） 先ほどもお答えさせていただきましたが、高等工科大学につきましては、あくまでも将来の進路の選択肢の1つと考えております。その選択肢を教育委員会が絶つということはできませんので、希望する者についてはパンフレット等の配付を行いたいと思います。

○議長（疋田俊文） 木村総務次長。

○総務部次長（木村光弘） 先ほど自衛隊の予算が掲げてあるということでのご質問あったと思いますが、それにお答えさせていただきます。

自衛隊の予算としまして、一応丸々100%の補助というような形で、現在27年、28年というのは河合町啓発推進地区というような形で、自衛隊のほうから指定を受けております。それに伴いまして啓発等をしていただきたいというような形で、当町にはこういうようなパンフレットを作成して、役場または出先機関等に配置というか置いているというものでございます。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 国保のことですけれども、この支援金について国が示されている本来の意味に活用していただきたいということで質問させていただいています。

それと、下水の使用料についてですけれども、一般商店との兼ね合いで分けにくい2つのメーターがおっしゃいましたけれども、それについてはそういう意味ではないんです。おのずと使用料に差が出てきますので、使用料によって分けているというふうに対応している自治体もあるということですので、そのように理解してください。

それと、この下水の水道料金が値上げするということで、値上げ幅が家庭が大きい。それ以外のところは少なくなっている、5%の値上げになっている。一般家庭のところは20%の値上げになっているというところで、その一般家庭に対する負担が大きくて、しかも直接利益を生んでいないところが300立米の中にあるというところで細分化していただきたいという意味です。また今までの特定排水のところでは200円だったわけですがけれども、それは決して他町と比べて高くはない。ただ生駒郡のところでは統一価格ということで一定定められていますけれども、そのほかのところは200円ないし220円の間で設定されていますので、特に高くはないというふうに私は理解しています。またその住民の置かれている状況も、先ほども言いましたけれども、消費税の10%大きく影響すると思います。また高齢の方、国が高齢者や低所得に対する施策をいろいろと述べている中で、その水道料金は反対の方向に進んでいるというふうに理解するんですけれども、そのところでもっと住民に優しい、住民の気持ちに沿ったところでの対応をしてもらいたいということで、細分化していただきたいということと、その中間排水、特定排水のところでの値上げ幅を、一般排水と同じぐらいに、その20%にするというところまではいかないにしても、ある程度譲歩することができるのではないかとこのように思っています。またここでの生まれてくる利益、説明では3,900万でしたかね、それを福祉とか教育に回していきたいというふうにおっしゃいましたけれども、この水道会計、特別会計になっていますので、そちらへの運用は好ましくないというふうに思いますので、その点はどうか。

それと、自衛隊に対する対応ですけれども、啓発推進地区というのはどんなふうにして決められたのでしょうか。お聞きします。

○福祉部次長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 支援金についてなんですけれども、議員おっしゃるとおり、国の趣旨に従って執行のほうさせていただいておりますのでご安心ください。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○議長（疋田俊文） 石田水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） まず、下水のほうですけれども、排水種別、先ほど議員がおっしゃいましたほかの自治体では6段階に分けていると、そういったお話ございました。申しわけございません。私ちょっと認識不足かも知りません。早急に確認させていただきたいと考えております。

それと、中間排水、特定排水、生駒郡は一定ということで、それ以外は200円から210円ですか、20円ですか、そういった形ですね。今回値上げすることによりまして、条例改正案では210円という数字ですか、そういう形で上げさせていただいておりますので、その近隣比較、当然しかるべきのお話になるわけなんですけれども、やはり根底となりますのがもともと料金価格の設定が高いと。ただ中間排水、特定排水を受ける事業者も当然最初の300立米までは一般排水の料金を支払っていると、そういった形でございますので、その辺ひとつご理解いただきたいなと考えております。

料金値上げ、こちらに関しましては大変心苦しい部分、当然持っております。考えております。ただ先ほど申し上げました一般会計からの繰り入れ、かなり多額の金額を頂戴しているわけでございます、特別会計といたしまして。その特別会計だからというのは、一般会計からの繰り出し額が減るといった形でありますので、好ましくないというようなお話とはちょっと違うのではないかなと、私自身そう考えております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 木村総務次長。

○総務部次長（木村光弘） 自衛隊の啓発推進地区の選定でございます。

これは、自衛隊のほうから指定という形で依頼が来られた部分でございます。これは各市町村の中、輪番でずっと回っていつているというようなことを聞いております。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 自衛隊のところをちょっとこだわってあれなんですけれども、その啓発推進地区というのは、奈良県下の自治体に対して順番に設定していつているということなんでしょうか。

この啓発推進地区というのが今回河合町がそういうことで、予算が多くおりてきているということなんですよね。それでパンフレットも1,000部ほどつくっていろんなところに置いたりというふうにするそうですけれども、それはその奈良県の自治体ありますけれども、そこに順番に割り当てられておいてる分なんでしょうか。



○総務部次長（木村光弘） はい。

○議長（疋田俊文） 木村総務次長。

○総務部次長（木村光弘） 一応、そのような形になっております。今回、河合町のほうで27年度のときにお願ひできないかということで依頼が来られたのでお受けしたという形でございます。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） そういうことで、啓発するということに対してもちょっと疑問があるんですけども、河合町の青年が自衛隊に入ったときに、また今までの自衛隊とは違う任務が課せられる、危険な状況に追いやられるということは、十分想定されることですので、その啓発ないし積極的な取り組みに対してはいかがなものかというふうに思うんですけども、そういうことに対する取り組みに対しては、積極的に進めていくという立場でしょうか。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 啓発と言われましても、多分議員さんが思っておられるような啓発じゃなくて、ただ自衛隊候補生の募集とかの啓発でございまして、単なる自衛隊自身をどうこうとかいうような啓発ではございませんので、その辺だけご理解をしていただきたいと思ひます。

○議長（疋田俊文） 馬場議員、あと1分。

○4番（馬場千恵子） わかりました。

今までのその候補についての募集とかはありましたけれども、それ以上の活動をされるということですので、また慎重に進めてもらいたいというふうに思ひます。

水道料金ですけれども、一般会計とのかかわりで、下水道を増やすということに対して一般会計の負担が少なくなるというふうになってくるわけですけれども、そういう中身でしたら一般会計のところでもう少し検討する内容があるのではないかというふうに思ひます。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○財政課長（上村卓也） 今、お話いただきました一般会計の繰入金の関係なんですけれども、繰入金につきましては2種類、大きく種類がありまして、住民の皆様全体に係る環境改善、その部分に対しては、基本的に基準繰り入れという形の繰り入れを行っております。それ以

外の部分を下水道経営自体で経営できないという部分について赤字繰り入れを行っているわけなんですけれども、その部分についての額が減額になるというところでございます。

以上です。

○議長（疋田俊文） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。休憩後、1時から再開します。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◇ 西 村 潔

○議長（疋田俊文） 3番目に、西村 潔議員、登壇の上質問願います。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

（9番 西村 潔 登壇）

○9番（西村 潔） それでは、議席番号9番、西村 潔が今回9つの課題について質問いたします。

まず初めに高齢者の総合支援について質問いたします。

2015年の国勢調査によりますと、日本の総人口は1億2,711万人と2010年の前回調査に比べまして、94万人ぐらい減ったということで、総務省が公表しております。

人口減の波は大都市にも押し寄せてきており、大阪も68年ぶりに人口減に直面しているという報道もございました。いずれ全国の市町村のほとんどが大都市といえども人口減に直面することになると思います。

この中で、例えば、ひとり暮らしの高齢者の方、あるいは、高齢者世帯の地域をどう支えていくのかというのが、これからの課題だと思っております。これについては、過去、現在、将来における課題でございます。議論をされてきましたし、取り組みもされております。

そこで、現状においての町の認識、あるいは、今後の対策についてもお伺いしたいと思っております。

まず、1つ目、長期的に老後の生活を支援する体制について、町の所見をお伺いしたいと思っております。まず1つ目ですけれども、日常生活支援ですね、例えば、衣食住、あるいは、健康不安に対する相談や支援方法について、どのようになっていくのか。2つ目、例えば、自宅で浴室で入浴中の溺死とか、転倒骨折というのがございます。こういう自宅内での事故防止対応についてどうしていくのかということになります。それから、③病気の予防とか、あるいは、罹患したときの緊急救命体制をどのようにしていくのかと。早期発見とか、早期治療をしないといけないと、特に、脳卒中の方というのは緊急を要するわけですね。くも膜下出血とか、そういうような緊急を要するものについて、どのように対応していくかということですね。

大きく2番については、治療後の後遺症が残る場合、例えば、介護の量が増えるとか、あるいは、リハビリを増やさないといけないということになってくるわけですが、そこで①脳卒中等で退院した後、あるいは要介護状態になった場合でも、自宅で暮らせるための地域ケアシステムとは一体、具体的にどういうものなのかどうかですね、これをやはり確認しといたほうがいいのかと思います。それから、②軽度、中度、重度の認知症のある高齢者が自宅で暮らすための支援とはどういうものを考えていこうかということでございます。昨今、裁判例でもございましたけれども、監督責任者の責任のことを言われておりますし、今後もこれはかなり出てくるんじゃないかと思います。③片方、支援する側としては、どのような担い手を考えていかないといけないのか、また、そのための養成の方法とか、あるいは仕組みづくりについて、どのように町として考えていくのかということですね。これについて、河合町の意見、所見をお聞かせください。

次に、2番、自殺予防及び自殺未遂者に対する取り組みについてでございます。改正自殺対策法が国会の両院で可決される見込みで4月より施行されると報道されています。同改正法では自治体が自殺者の年代や職業などの傾向分析をした上で、具体的な支援策を盛り込んだ計画をつくることになっているという新たな課題を突きつけられているわけですね。そこで、まず1つ目、河合町における過去の自殺者、あるいは自殺未遂者の数を掌握されているかどうか、統計は持っておられるかどうかということをお聞きしたいと思います。

2番目、自殺の原因、あるいは要因について情報を持っておられるかどうか、これは河合町だけではない、問題ではないんですけれども、そういう経済的な問題、あるいはいじめを

含む精神的、身体的な要因を過去の事例の中で積み上がっていると思いますので、これについてどのように分析されているのか。

3番目、自殺未遂者に対する実態状況についてです。救急車で運ばれてきて、自殺未遂の方を救命しますね。その後、その方たちというのは、もう一回自殺を試みる可能性が高いわけですね。この人たちについて、どのような支援があるのかどうか。そうしますと、医療機関と地域、あるいは、公共団体がどのように連携をしているのか、現状、こういったものを再確認する必要があるかと思います。

さらに、4番目ですけれども、計画策定をしないといけないということになりますと、河合町の取り組みとしては次のポイントがあるのかなと思います。非常に広範囲になると思いますけれども、まず、①としては生徒・学生の単位ですね。それから、若者、中年、高齢者の各世代ごとの分析をしないといけないということになります。また、②としては、学校、職場、1人世帯、高齢者世帯、母子世帯と、こういう切り口もあると思いますけれども、そういう視点も要るかと思います。

それから、最後3ですけれども、連携する上での関係者とは一体どういう人たちがいるのかと、例えばお医者さんとか、あるいは福祉専門家、あるいは民間団体その他、このような組織と連携する仕組みが出てくるわけですが、これについても、計画の中に取り込んでいかないといけないと思っております。

次に、3番目、企業式会計方式の導入についてでございます。去年は水道事業ということで、新しい会計方式が導入されておりますけれども、もう既にこの4月から導入する市町村もでございます。まず1つ目、河合町の導入予定時期はいつなのかどうかですね。導入時にどのようなことが起こるかということでございますね。

それから、2番目、複式簿記方式ということになりますと、財務システムはどうなるのかと、①としては従来の単式簿記から複式簿記へ導入する場合、財政状況は正確に掌握できるという聞いているんですけども、どのようなものなのかを説明をお願いしたいと思います。それから、②収入とか支出をリアルタイムで入力すると、自動的に財務状況は管理できると聞いているわけですね。こういうことで、説明をお願いしたいと思います。

3番目、行政や住民にとって、どのようなメリット、デメリットがあるのかということですね。例えば、行政のメリットとしてはどのようなものがあるのか、あるいは、住民のメリットですね。

次に、デメリットですね。行政のデメリット、住民のデメリットということについて、説

明をお願いしたいと思います。

もう1つの高いレベルで見ますと、国や県にとってのデメリット、メリットはあるのかどうかということですね。

4番目、従来の公会計制度におけるものから、新しい企業式会計制度に伴いまして、変更点は一体どこにあるのかということですね。私としては、一応、1つ目の前年度繰上充用金制度というのは残るのかどうかですね。前借り制度ですね、いわゆる。翌年度の収入を当て込んで決算をするという、そういう制度も影響があるのかないのか。それから、②不動産や建物の評価はどのなるのかと、道路とか建物といろいろあるんですけども、これについての評価方法が定められていると思いますので、教えてください。

それから、出納閉鎖期間制度は残るのかどうか、これはまた、会計制度と別物なのかどうか。それから、企業では、日本の企業もそうでしたけれども、1年決算だったんですけども、最近は3カ月決算をしていると、米国の短期決算ということを日本も導入しているわけですけども、この新しい企業式会計方式の中では実際に3カ月単位の決算書類が新しい制度でできるのかどうかということですね。これについてお答え、をお願いしたいと思います。

次に、4番目、今後10年間の財政健全化に向けた取り組みについて質問いたします。平成28年度の予算が提案されまして、予算審査特別委員会が審議されまして、否決されたわけですね。こういう中で、地域の創生に向けた事業や政策が織り込まれているわけですけども、過去に財政健全化に向けた中長期的な策定もお願いした経緯がございます。先が読めないもので、5年の中期計画も立てられないというような答弁でございました。12月議会ではさらなる歳入の確保や歳出の削減、また、まち再生総合戦略に織り込まれる人口減少に歯どめをかける方策などについて、積極的に取り組むという答弁でございました。これらを踏まえた場合、再度、ちょっと確認したいんですけども、まず1番目、人口減少に歯どめをかけるための施策について、町の考え方を確認しておいたほうが良いと思います。

そこで、①ですけども、人口減少対策というのは単年度ではできないわけですね。5年とか、10年とか、20年単位の課題でございます。そういう視点が必要になってくるわけですけども、そうすると、財政健全化に向けた取り組みについては当然、今期の、中期の歳入や歳出の見込みや政策、今後の政策を前提としなければ、実効性に乏しいというのは当然のことだと思いますけれども、これについての町の見解をお聞かせください。

②今後、重要なことなんですけれども、インフラ整備の計画、建物、公共建物、いっぱいあるわけですね。こういう公共施設の老朽化というのは当然出てくるわけですから、これは

もう既に調査している市町村もごございます。そういうことで、学校の統廃合を含めて、こういう必要な投資額といったらどれぐらいあるのか、あるいは、修繕費の見込み、どれぐらいあるのかということ、当然、策定しなければならないと思うわけですが、これについて、現状どうなのか、例えば、これからやっていかざるを得ないと思うんですけれども、そういうことについて、行政のお考えを、あるいは計画をお聞かせください。

次に、人口減少に歯どめをかける施策について、河合町の目標としている人口減少とは一体どういう内容のものなのか、例えば、全国平均で何%減るから、河合町はそれ以下にしたいとか、あるいは実数で何人まで、減らさなできないことはわかるわけですよ。減っていくわけですから。そうすると、それをとめるということを実際、人口減少、河合町の思っている人口減少というのはどこまで見ているのかということですね。

それから、3番目、人口減少が進めば、どのような事態になるのかということです。例えば、歳入、一般会計、特別会計でどうなのか。これは減っていくと思いますね。それと、片や、歳出はどうなのか。一般会計、特別会計ということですね。そういうことで、その辺の数字上のチェックをやはりしていけないといけないということになります。

4番目、これは一般論になるんですけれども、各市町村が人口減少対策を推し進めると全国規模で人口争奪戦になるわけですね。繰り広げられるわけですね。どこもかしこもやっている。

この結果、どのようなことになるのかということですね。河合町としても。

例えば、①高齢者人口は減っていくわけですね。そうしますと、当然、介護給付費、国民健康保険の医療費が減っていくわけですね。そうすると、逆に収支改善するというようなことも起こり得るのかどうか。既にそういう町もあるように聞いております。

そのことについても、町のお考えをお聞かせください。

②通常の人口の減少対策では、当然、周辺の人口を奪うのか、あるいは遠いところ、東京とか北海道から河合町に移住をお願いするのかどうかということもあるんですけれども、ただか7町で全体で人口減少するだけで、根本的な解決になるのかならないのかということになりますね。この点について、町のお考えをお聞かせください。

それから、3番目ですけれども、当然、行政事務の効率化とか、町をコンパクト化するためには、合併をしないといけない。合併も1つの方法だということで、思うわけですが、これについての考えをお聞かせください。

それから、5番目、農業委員会の現状について、質問します。

1、4月に施行予定の改正農業委員会法の概要について、説明をお願いします。

2番目、農地の売買、貸し借りについて、農業委員会の権限と業務の状況について説明をお願いします。

3番目、河合町の農地利用最適化推進委員の内容ですね。例えば委員の人数、役割、活動内容、それから、2番目、委員の選定方法、農業委員会での位置づけ、どうなのか、4番目、農地の売買や貸し借りの権限を農業委員会から町に一部、あるいは全面移管することについて、町のお考えをお聞かせください。

ということで、質問いたしますので、ご回答のほうお願いいたします。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは1つ目の高齢者総合支援についてと、2つ目の自殺予防及び自殺未遂者に対する取り組みについて回答させていただきます。

大きい1番としまして、長期的に老後の生活を支援する対策についてということで、回答させていただきます。

1つ目、日常生活支援についてでございます。

2025年には、団塊の世代が75歳を超えまして、日本は超高齢者社会を迎え、要介護リスクが高くなってきます。河合町ではそのときに、総合相談窓口としまして、地域包括支援センターを開設させていただいております。

そして、そこで相談がありましたら、関係課、福祉政策課、社会福祉協議会等で行政サービスの支援につなげていくよう対策をとっていきます。

そして、介護の担い手が減少していきます。また、行政や専門職のみで地域を支えることが難しくなってくる中、地域の高齢者や住民、民間企業など多様な支える仕組みを町は推進していきたいということで、地域で助け合えるような仕組みづくりを考えていきたいと思っております。

2つ目の自宅内での事故の対応ということで、予防対策としまして、介護認定を受けていただいている方には住宅改修や福祉用具等の購入サービスを受けていただき、手すりやすべりにくい床材質の変更などをしていただくことで、転倒やお風呂での事故が少しでも減少すると考えます。

また、自宅内の事故防止として、住民の皆さんに気をつけることや、注意することを知っていただくためにも、さまざまな教室や広報などで啓発を行っていきたいと考えております。

また、転倒予防などのために、介護予防教室を河合町は地域へ出て行きまして、老人憩いの家や集会所等で運動機能強化の教室を開催させていただいております。そこへ参加していただくことにより、地域の交流が進んでいき、見守り等にもつながっていくと考えております。

3つ目の病気予防、罹患したときの救急救命体制ということで、河合町では保健センターで実施しております健康増進事業の各種検診や個別検診、成人健康相談や骨粗鬆症予防教室で早期発見、早期治療を促しているところでございます。

また、独居老人で見守りの必要な方に対しましては24時間365日対応で看護師等の専門職が常駐するコールセンターに相談できる緊急通報装置の事業も実施しているところでございます。

大きいご質問の2つ目として、治療後の後遺症が残った場合の介護ケアやリハビリ体制ということで、1つ目の退院後の要介護状態になった場合でも、自宅で暮らせるための地域ケアシステムとはどんなものですかということですが、在宅での生活を継続できますように、環境や体制を整えていきます。その視点としましては、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防の視点で、個々に展開するのではなく、つながりをもって展開をできるような地域包括ケアシステムを構築していきたいと考えているところです。

要介護状態になった場合には、必要に応じまして介護サービスのリハビリやデイサービスを利用していただき、回復されてきますと介護予防教室、地域で実施させていただいておりますいきいきサロンなどに参加していただき、健康維持に努めていただきたいと考えております。

また、現在、医療、介護の連携も重要と考えておりまして、システムの医療と介護の情報共有を図るツールを導入して、それをすな丸ネットワークということで、進めさせていただいているところです。

2つ目の軽度、中度、重度の認知症のある高齢者が自宅で暮らすための支援はどのようなものかということで、河合町としましては、認知症を支える体制としまして、町医師会の先生に認知症かかりつけ医の研修を受けていただいております。そして、認知症についてのアドバイスや診断、専門医療機関への紹介などを行っていただいております。

また町内3カ所にあります認知症グループホームに相談窓口を設けていただき、無料で相談に対応していただいております。必要に応じまして、地域包括支援センターとの連携をさせていただき、同行訪問なども行っているところです。



また、認知症状のある方がもし行方不明になられたときには、今回、安心安全推進課、西和警察署と連携させていただきまして、「おかえり・見守り事前登録」ということで、緊急時の捜索体制などすぐとれるような体制の登録を開始したところでございます。

それとまた、昨年12月ですけれども、町行政職員が認知症サポーター養成講座の研修を受けさせていただいたところです。

3つ目としまして、支援する側としてどのような担い手を考えているかというところで、河合町は、今後、介護予防のサポーター養成講座等を検討をしております。住民の方の主体性を尊重した活動をしていただきたいというふうに考えておりまして、行政から何かをしてほしいとお願いするのではなく、住民主体でいろんな活動をいただける内容を考えていただき、それを支援させていただきたいというふうに考えているところです。

2つ目の自殺予防及び自殺未遂者に対する取り組みについてでございます。

河合町における過去の自殺者及び自殺未遂者の数の把握はということで、河合町で自殺された方の数としましては、平成22年度2人、23年度6名、24年度1名、25年度4人、26年度4人となっております。未遂者の方の数字としましては行政への情報提供がない状況でありますので、把握はできておりません。

2つ目の自殺の要因、原因ということで、自殺にはいろんな危険因子が重なって、自殺の要因ということになると思われまます。その潜在的な、客観的に評価するための項目として、喪失体験、身近な者との死別体験など、そして、苦痛な体験、これははじめ、家庭問題、虐待など、そして、職業問題・経済問題・生活問題、これは、失業、リストラ、多重債務、生活苦、生活への困難感、不安定な日常生活、生活上のストレス、そして、精神疾患・身体的な罹患及びそれらに対する悩みということで、鬱病などの精神疾患や、身体疾患での病気苦などです。ソーシャルサポートの欠如ということで、支援者が誰もおられない。相談ができない。社会制度が活用できないなど。そして、望ましくない対処行動ということで、飲酒で紛らわしたり、リストカットをされたり、薬物乱用などといういろいろな危険因子が重なって自殺の原因ということが考えられると思います。

3つ目の自殺未遂者に対する実態状況ということで、救急車で運ばれた後の自殺未遂者の支援策としましては、なかなか、先ほども言いましたように、町への情報提供がないものでございまして、町へもし相談があった場合には、専門機関と、これは県では奈良県の精神保健福祉センターが自殺対策等をやっておられるところなので、そこと相談させてもらったり、また、職員の派遣をさせてもらったり、福祉サービスの活用などが、できるように、サポー

トをさせていただきます。

そして、医療機関との連携ということですねけれども、これも、なかなか情報提供がございません。もし、自殺未遂などで、町への連絡があった場合は医療機関と情報を連携させていただき、本人の状態により入院等の支援や今後の生活の相談などをさせていただきたいと考えております。

4つ目の計画策定に向けた河合町の取り組みのポイントはということで、自殺予防について、正しい知識を持っていただくよう、身近な人の心の変調に「気づき」話を「聴き」必要な支援に「つなぐ」そして地域で「見守る」、こういうことが自殺対策につながるポイントだと考えております。

また、自殺の死亡率について、他の年齢層では減少傾向である中、若年層の減少幅は他の年齢階級に比べて小さいものにとどまっていると思われれますので、また、青少年の心の健康の保持や増進、人格形成、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法を身につけることの支援を行うとともに、学校におけるいじめ等の問題行動への取り組み、そして、中高年は家庭、職場の両方で重要な位置を占める一方、親との死別や退職など大きな喪失体験を迎え、心理的にも社会的にも負担を抱えることが多く、また、女性は、出産や更年期において心の健康を損ないやすいと言われております。こういう意味でも、心の健康づくりが必要かと考えております。

高齢者は、慢性疾患によります継続的な精神的苦痛や将来への不安、身体機能の低下に伴う社会や家庭での役割の喪失感、近親者の喪失体験、介護疲れなどによるうつ病等が多いと言われております。かかりつけ医からの紹介により、専門医師によるうつ病等の早期発見、早期治療に伴い、高齢者の生きがいつくりなどが、重要な計画策定のポイントだと考えているところでございます。

連携していく関係者としましては、行政機関はもちろん学校、警察、医療機関、民間団体、保健所等々と考えているところでございます。

私からは以上です。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、3つ目、企業会計方式の導入について、それと4番の今後10年間の財政健全化に向けた取り組みについて、答弁させていただきます。

まず、3番、企業会計方式の導入についてということで、大きく4つの質問をいただいて

おります。

1つ目が河合町の導入予定時期について、あと、複式簿記方式の財務会計システムとはどういうものなのか、3つ目として、行政や住民にとって、どのようなメリット・デメリットがあるのか、4つ目として、従来の公会計制度における主な変更点は何かということについて回答させてもらいます。

国におきまして、平成27年1月、統一的な基準による地方公会計マニュアルを示した上で、原則として平成29年度末までに、統一的な基準による財務書類等を整備するよう、全国の地方自治体に要請がありました。

これを受け、本町におきましても今年度より作成に取りかかっており、平成29年度末までに、平成28年度決算に係る財務書類を作成し、公表する予定となっております。

現行の地方公共団体の会計は、単式簿記であることから、1年間の現金取引を単純・明確に表現するためにはすぐれた手法ということになっております。決算時の資産や負債の状態を表示することについては向いていないと逆に言われております。

一方、複式簿記につきましては、一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引のみならず、道路・建物等の資産や地方債等の負債といったストック情報、また、減価償却費等の現金支出を伴わない費用、こういった部分を把握することができます。それにより、行政内部のマネジメント機能の向上や住民の皆様への財務書類の公表など、より一層の充実が図れると考えております。

なお、現在作成中の複式簿記による新しい財務書類等につきましては、地方自治法で定められております現行の単式簿記、これをあくまでも補完するものであるため、現時点においては、制度の変更はございません。

続きまして、4番の今後10年間の財政健全化に向けた取り組みについてということで、1つ目です。人口減少に歯どめをかけるための施策について町の考え方。①としまして、人口減少対策では5年・10年単位の視点が必要だが、今後の中期の歳入や歳出の見込みや政策を前提としなければ実効性に乏しいと考えているが、町の見解は、ということにつきましては、今後、人口減少対策の実施や、次の質問にある公共施設総合管理計画を策定していく上で、中期的な財政計画は必要であると考えてはおります。ただ、現状では景気の低迷や国の大幅な制度改正などによって、先が見えない不透明な状況となっております。そのため、中・長期的な財政計画の策定は困難というふうに考えております。ただ、社会経済情勢や国の動きに注視し、歳入歳出の的確な把握に努めることで、計画的に事業を実施していきたいと考え

ております。

2番のご質問の今後のインフラ整備計画、公共施設の老朽化に伴う統廃合に必要な投資などの見込みを策定する必要があるかどうか、これにつきましては、国から、地方公共団体は団体内の公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、持続可能な公共施設管理を実現するために、公共施設の適正な配置並びに効率的な管理運営を実現することが可能な公共施設等総合管理計画を、平成29年度までに策定するよう要請がありました。

本町におきましても、平成28年度内に策定に向けて作業を進めているところでございます。

2番、人口減少に歯どめをかけるための施策で、河合町の標準としている人口減少はということにつきましては、人口減少対策につきましては、国が策定した長期ビジョン及び地方創生総合戦略に沿って、人口ビジョン及び総合戦略を作成しているところでございます。

人口に関して、国の長期ビジョンでは、人口が1億2,000万人から1億人に下げどめた場合、生産性の向上があればGDP成長率は維持できるとしております。町の人口ビジョン案では、これに沿って2060年で1万5,500人を目標としているところでございます。言い換えれば、2060年で1万5,500人であれば、現在の歳入状況を維持できるということになります。

続きまして、3番の①人口減少が進めばどのような事態になりますか、歳入及び歳出について、質問です。

歳入におきましては、町税が減少し、一方、歳出では少子高齢化による社会福祉関係経費の増加や人口減少による1人当たりコストの増加が考えられます。

また、今までは財政力の弱い自治体でも、地方交付税などの依存財源によって支えられてきましたが、国・地方を通じて厳しい財政状況のもと、これまで以上に地方交付税制度や国・県補助金を有効活用するとともに、歳出面でも少子高齢化に対応した財政運営が求められることになると考えております。

4番目、各市町村が人口減少対策を推し進めると全国規模で人口争奪戦が繰り広げられることとなります。この結果はどのようになると河合町は考えていますか。

①高齢者人口が減少すれば、介護給付費、医療費等が増えなくなり収支が改善されるという見方もあると思うが町の所見は、ということですが、今後も少子高齢化が進展し、「高齢者数の増による医療費増加」を「人口の減による医療費の減少」が上回った場合、この場合には医療費は減少に向かうこととなります。ただ、平成28年1月末現在の河合町の65歳以上の高齢者率は34.8%と高く、今後も上昇傾向にあることから、これにあわせて介護給付費や医療費なども増加していくものと見込んでおります。

②通常の人口減少対策では当然周辺の人口を多少奪うだけで、7町全体の人口は減少するだけであり、根本的な解決にはならないと思いますが、町の考えはと。これにつきましては、国の地方創生策では、そういう一面も見られますが、就職や結婚を機に勤務地に近いなどの理由で、町の総合的な住みやすさに気づかず転出した方々、また、新たに転出しようとする方々に主眼を置き「総合的な住みやすさ」に気づき、再認識してもらうことで移住・定住を図ろうとするもので、単なる奪い合いとは理解しておりません。

③行政事務の効率化や町をコンパクト化するためにも合併する方法も一案であると思いますが、町の考えはということですが、奈良県では市町村合併がスムーズに進まなかったことを受けて、また、人口減少と少子高齢化が進んでいく中で、行政サービスの維持・向上を図っていけるよう、県全体の公立的な行政運営を目指して、県と市町村が互いに連携する、いわゆる「奈良モデル」に取り組んでおります。消防、基幹電算システムなどのほか、上水道や国民健康保険が予定されております。

そのため、行政事務の効率化につきましては、奈良県と県下市町村が一丸となっている、この取り組みを中心に置いております。

以上でございます。

○地域活性課長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻地域活性課長。

○地域活性課長（福辻照弘） 私のほうからは、農業委員会の現状について、5項目についてお答えさせていただきます。

初めに、4月に施行予定の改正農業委員会法の概要について。大きく変わる3項目について説明させていただきます。

1、公選制から議会の同意を得て市町村長の任命制に変更となります。

定数は、条例で定めます。

定数は農業者数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定めさせていただきます。本町の場合は農地面積などにより上限14名となります。

定数の変更は任期満了の場合でなければ、行うことができません。

2、農業委員会業務の重点化。

これまでの農業委員会は、農地法等に基づく許認可事務のほかに、農地利用の確保、農地の効率利用の事務については行うことができると定められていましたが、今回の法改正により、これらの事務は、農地などの利用の最適化の推進の事務として、当然、行うことが定め

られました。このことにより、農業委員会は許認可だけではなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことが、任意業務から必須業務となりました。

### 3、農地利用最適化推進委員の新設。

農業委員会は、農地などの利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱するというものです。

2つ目のご質問の農地の売買、貸し借りについて、農業委員会の権限と業務について。

農地の権利移動の許可申請書が提出されましたら、審議の前までに、申請地区の農業委員が現地確認調査を行い、毎月1回開催される定例会で審議し、許可の可否を決定するものがございます。

次に、許認可業務の状況でございます。

平成25年度、売買11件、貸し借り14件、平成26年度、売買6件、貸し借り2件です。平成27年度につきましては、売買5件、貸し借り6件となっております。

次に、3つ目のご質問の河合町農地利用最適化推進委員の内容の委員人数、役割、活動について。人数、定数は政令で定める基準に従い、条例で定めます。農地面積100ヘクタールに1人配置ができますので、河合町の場合、農地面積が247ヘクタール、端数切り上げとなり3名となります。

役割、農地などの利用の最適化の推進は、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などによる農地利用の効率化・高度化の取り組みです。

活動内容、農業委員会が活動区域を定めた区域内の農地などの利用の最適化の推進のための活動を行います。

農業委員会の総会または部会は、推進委員に対して、活動報告を求められることができ、また、推進委員は担当区域の農地などの利用の最適化の推進について総会または部会で意見を述べることができます。

農業委員会が定める農地の最適化の推進に関する指針を定め、または変更する場合、推進委員の意見を聞かなければならないと定められています。

農地中間機構と連携して活動を行います。

次に、委員の選定方法、農業委員会での位置づけ。

委員の選定方法については、農業委員会が定めた町内の区域ごとに農業者などから推薦や

募集を得て、農業委員会が委嘱します。

ただし、農業委員と兼ねることはできません。

農業委員会での位置づけ。地域の代表という位置づけで、遊休農地解消対策など、農業委員会と連携した活動を行います。農業委員会に意見を述べることはできますが、決定権はございません。

4つ目のご質問の農地の売買や、貸し借りの権限を農業委員会から町に一部移管することについて町の考え。移管するための課題。

現在のところは移管することは考えておりません。他県で農地の売買や貸し借りについての許認可権限を、農業委員会から町に移管して、地域に分散する遊休農地、農業振興、雇用創出を目指す目的で、戦略特区を設けて、農業再生に取り組まれている市町村があることは認識しておりますので、今後の取り組み状況を見守っていきたいと思います。

移管するための課題。

地元の農業に関するルール事項、水利・共同作業などが、今は事前に地元農業委員を通じて確認できますが、行政が行う場合、地元の実情が把握できていないので、確認作業に時間がかかったり、地元とのトラブルの原因となると考えられます。

5つ目のご質問の一部、または全ての権限を町に移すことについて、町の所見をお聞かせください。

一部、または全ての権限を町に移すことは考えておりません。

今回の制度改正により農地などの利用の最適化、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の推進に取り組む体制が強化されています。

さらには、農業などの利用最適化に取り組まない農業委員会に対してはペナルティーも課せられますので、今後、農業委員会と新たに設置されます農地利用最適化推進委員と行政が一丸となって、農地などの利用の最適化に取り組んでいきたいと考えます。

以上でございます。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村 潔議員。

○9番（西村 潔） まず、高齢者総合支援ということですが、これは高齢者全員の方を支援していくという体制です。要介護の人とか、病気の人とかも含めての話ですけれども、例えば、65歳になると、高齢化になるんですけれども、それぞれの状態において、どういう支援ができるのかと、あるいは、継続的にできるのかということなどをどこが窓口になって、どうや

っていくのかと、今のご答弁ですと、地域包括がこれ、基本になっているということですが、今の地域包括の4人の人たちがこれができるかどうかということを質問させていただきます。もし、できるのであれば、どういうネットワークでやることについての俯瞰図をお願いしたいんです。要するに、全体的な組織ということについて、行政として、住民にわかるような形にしてほしいんですけれども、これについて質問をいたします。

それから、自殺未遂ですけれども、実際はもう何にもないということですよ。例えば、病院側もこれ、苦慮しているわけですよ。例えば、自殺未遂で助かった人を帰すといっても、どこへどう帰すのかということになってくるわけですね。

そうすると、当然、病院と行政、あるいは、警察とかで連携をしていかなといかんのですけれども、病院側だけがいろいろ考慮して、検討しているということになれば、これは自殺未遂者の方の支援というのはなかなかできないということなんですよ。

そういうことで、今回、行政側が計画を立てなさいと言っているわけですから、当然、それらも含めて計画を立てていただくということになりますので、その点を具体的にやっていくのは行政ですので、ちょっと、つらいところもあると思うんですけれども、個人情報も兼ねていますので、しっかりとどういう計画をいつまでにどういう形でしていくのかについても、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

企業式会計方式ですけれども、基本は単式簿記をベースにして、新しい企業式会計方式を導入するということですが、これはそうすると、並行的にこれを進めるということについて、メリットあるとか、将来的にはそしたら、残すのであれば、この新会計基準を採用することについて、どういう目的やら、どういうメリットがあるのかということですね。ずっとこれが続くんだったら、並行ランで走るということになりますと、非常に事務負担もかかってくると思いますし、混乱するんじゃないかと思いますが、この点についての説明をお願いします。

それから、10年間の財政健全化ですけれども、これは10年後をやはり見据えてやらないと、ほとんどの場合これからやと、インフラ整備計画、公共施設の老朽化、これからやっていると、タンクも修繕するのকাশないのかというような話になると膨大な費用が見積もられるわけですね。これをどういう形でやっていくかについては、当然、住民に知らさないといかんということですが、それについての時期とか、いつごろそういうことをできるのか、それから、農業委員会については、新たな改正がされたんで、これからの活性化をもっと進めるための課題、一体何かということでは権限は移譲を受けないということですが、こ



れでいいのかどうかということも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） はい。高齢者総合支援ということで、包括支援センター、今の体制で実施できるのかというご質問だと思います。包括支援センターは総合相談の窓口として一応、今、させていただいております。これからも同じように考えさせていただいて、解決するのは全部包括支援センターがやっていくのではなく、やっぱり担当のいろんな課がございますので、そちらへつなぎ役も担っていただくということで考えております。そして、いろんな諸問題に対策を打っていきたいというふうに考えております。

続いて、自殺未遂ということで、今年の4月から改正法が施行されるというところで、計画を策定していくということで、一番最後に連携していく機関ということで、行政はもちろん、警察、医療機関、民間団体、保健所などというところで回答させていただいております。そして、その改正の時期ということなんですけれども、4月に施行された内容を踏まえて、時期は決定させていただきたいと思います。そして、そういう中で、必要があれば、自殺の対策協議会等々も設置をしなければならないかというふうに考えているところです。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） まず、公会計ということで、現状の単式簿記、それと、並行して複式簿記のほうも進めていくのかというような質問ですが、まず、今現在、地方公共団体、資産の把握ということができていないというのが多いということで、こういう制度が始まっております。それ以降の部分の、国の方向性というのが全く今、示されておりませんので、また、その方向性が出ましたら、説明のほう、させていただきます。

あと、次に、健全化の財政計画ということですが、これにつきましては、かなり、社会経済情勢の動向とかが不透明ということもあるんですが、現時点におきましては、今後大きく変わることも予測されますが、可能な限り、将来を見通した計画を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○地域活性課長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻課長。

○地域活性課長（福辻照弘） 活性化の課題ということでございますが、今回の制度改正により最適化推進委員という人が役割が設けられますので、農業委員と推進委員とが一体になっ

て地元に入って座談会などの懇談会を開催して、土地の流動化に向けて取り組んでいきたい  
と思いますので、今後の状況を見守っていただきたいと考えます。

○議長（疋田俊文） 西村君、あと1分でまとめてください。

○9番（西村 潔） 財政のことについては、過去、いろいろ質問させていただきました。

今後、公共事業とか老朽化とかいろいろ出てくるので、これらのことをまず分析していただ  
いて、データ化してほしいんですね。どれぐらいのそういう費用がかかるかとか、まず、  
現状のインフラ整備の今後の予定とか、公共施設の老朽化で統廃合してなくすものはなくす  
とかいうことを国から求められていると思いますので、これをしっかりとやっていただきたい  
と思いますね。これはいつごろまでに、今のお話ですと、29年までにやれということでは  
けれども、この結果をどのような形で公表していただくかについて、再度、最後の質問をさ  
せていただきます。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） インフラの整備計画、公共施設の老朽化、今現在、先ほども財政課  
長申しましたように、現在、公共施設等総合管理計画、これを策定しておるところござい  
ます。平成28年度内策定を目指して、今進んでいるところでございます。

その時点では当然、住民の皆さんのご意見をいただくとか、そういうことも含めながら、  
公開も含めて、調整してまいりたいと思っております。

○9番（西村 潔） これにて、西村 潔議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 森 尾 和 正

○議長（疋田俊文） 4番目に、森尾和正議員、登壇の上質問願います。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

（7番 森尾和正 登壇）

○7番（森尾和正） 議席ナンバー7番、森尾和正が通告書に基づいて質問いたします。6つ  
の質問をいたします。

1番、避難所の非常用発電について、あした3月11日は5年前の東日本大震災が起こった

日です。またここで、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

この東日本大震災では、ちょうどこの時期ですので、夜は物すごく冷えます。避難所では高齢者や弱者の人はなかなか大変だと思います。そのためにも、非常用電源は必要と思います。

東日本で避難所になったある中学校では、校舎の屋根に太陽光発電による集熱システムを導入していたため、停電時も室温の低下をある程度防ぐことができました。全国で太陽光発電の設備や蓄電池を備えるところが多くなっています。避難所には高齢者や弱者にとって非常用電源は必要です。災害時の避難所となる小中学校には、非常用発電の確保は防災拠点の強化にもつながります。太陽光発電や風力などの再生可能エネルギーを利用した発電設備の導入が各地の公立小中学校で進んでいます。特に、太陽光発電の導入校は全体の約25%にまで増えており、地球温暖化防止を意識した環境教育のほか、災害で停電した際の電力源としての活用なども想定されています。河合町はどのように対策、お考えになられていますか。

それと、2番、下水道料金について、これは先ほど馬場議員からも質問されたと思いますが、下水道料金の値上げが予定されています。

上水道は数年前から県水を利用してコストが下がっています。そのときは値下げはなされていません。値下げは棚上げにしておいて、下水道は赤字だから値上げするでは住民は納得しません。何千万円かこれは、赤やから、値上げしたらしまいやて、民間なら、こんなもので、努力して努力して、何とか値上げを防ぐようなことを考えて、極力その20円アップですか、20%、それを極力最小限にとどめてすると思います。この努力はされていますかね。上水道が県水を利用して2,000万円ほど浮いていると思います。それは12月議会では将来の、今もう老朽化してますから、水道管、上水道、その新設のために置いとくとあかんと言いますけれども、それも必要ですけれども、値上げに関してでも、それも多少考慮に入れてほしいと思います。

それと、下水道のいろんな経費、いろんな無駄を省く、いろんなこともされ、それと、上水道と下水道は別か知りませんが、払うほうにとっては一緒ですから、上水道のほうの漏水の漏れもそんなにも無駄がないか、いろんなこの無駄を省いたあげくの果て、この20円の値上げということなら、仕方がありません。

最近、上下水道料金の支払いが高くなったとうちのいろんな人から聞きます。冬場で植木に水もやらないのに、こんなけ高かったら、夏もっと高くなるなという声が、ここへ来るまでに多く聞かれました。電気代もここ相当上がっています。さらに、住民に大きな負担をか

けることとなります。

下水道料金と上水道料金は連動しているのですが、上水道料金を将来の新設のためにも置いておくことは必要ですけれども、ある程度それも考慮し、住民の負担を少しでも軽くすることが大事なので、この下水道料金の値上げはほとんどの住民は反対と思います。

下水道料金の値上げの理由について詳しく説明してください。

それと、3番、小中一貫教育について。学校の魅力は転入の呼び水です。町の再生に大きく役立ちます。若い世代に対する学校の影響力はとても大きいです。

今、この学校というのはいろんな町の再生、いろんなことにも影響しますので、今、この厳しいとき、教育総務課が一番頑張らんとあかんと思います。安心して子供を預けるために、学校の大きい教育目標、方針を示すべきです。子を持つ親は子供の教育に対して、大変に関心を持っています。京都のある小学校は地域と協力した学校の教育づくりや地元中学との小中一貫教育に取り組んだところ、子育て世代からの問い合わせが増え、転入が相次ぎ、急激に子供が増え、児童は開校時の2倍の1,300人に増えたと、ほんで、以前廃校した学校跡地にも、新しい学校をつくらんとあかんような状況になっているそうです。

さっき町の再生と言いましたけれども、こういう子供の世帯が増えると空き家の賃貸や売買を考える人も増え、町の再生にも役立ちました。教育に力を入れると、町の再生にも、空き家対策にもなり、よい結果が生まれています。

河合町は地域とともに、子供のために教育に力を入れる姿勢はありますか。お答えください。

4番、今、子供たちの人数が減って、小学校などは1学年1学級という学校が増えていきます。親御さんはそれを心配しています。クラスがえもできない1学級に不安を持っています。

入学から卒業まで、全員同じクラスというのは和気あいあいとしてよいように見えますが、実際には同じ顔ぶれでずっと過ごすというのははじめの問題もあり、子供たちにとってもストレスがとても大きいと思います。

河合町の学年の学級数と問題点、また、今後のあり方をどのように考えられておられるか、お答えください。

次、5番目、子育てと介護のダブルケアについて。

子育てと介護を同時に担う人を助けてください。僕も20年ほど前、嫁が死んだんで、4歳の子、8歳の子、ほんでおやじがいて、ダブルケアを経験しました。子育てと介護を同時に担うダブルケアが最近増えているというのを物すごく新聞なり、テレビなり、報道で聞きま

す。公的な支援やサービスは手薄です。自治体行政の縦割り、専門職同士の連携のなさが背景にあります。さまざまな問題を抱える家族を支えるには何が必要なのかを考えなくてはなりません。親の緊急時に預けるところがないなどと訴えても、市町村の窓口では、子育てと介護は別問題とされ、対応してもらえません。子育てと介護の垣根をなくそうという試みがある都市、横浜では始まっています。ケアマネの3割が小学校就業前の子供がいるケースへの対応が難しいと言っています。介護、子育て、仕事、その重複は現代の家庭には珍しくありません。介護離職ゼロは政府が掲げる1億総活躍社会の重点施策であり、それを進める上で、ダブルケアの支援は欠かせません。河合町はそれをどのように考えられておられますか。

5番、出張所について、昨年出張所が公民館に移転しました。うまくいっているかどうか、何か問題点はないか、今の現状をお答えください。

あと、質問があれば、議席にてさせていただきます。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、避難所の非常用電源についてお答えをいたします。

地域の避難所となる学校に必要な機能といたしまして、耐震性や情報通信や電源、ガス、トイレなどの充実が求められております。もちろん、寒さ対策も必要だとは考えております。

この中で最優先されるべきは情報通信と電源の確保だと考えております。

太陽光発電と蓄電池の整備がなされれば、情報通信と電源の確保ができ、防災上の観点からすれば、最善の機能が担保されることとなります。文部科学省が推進を進めていることもあり、太陽光発電整備事業の検討を行ったところですが現時点では実現には至っておりません。

そこで、昨年度、災害時に最低限必要とされる電力が確保できるカセットボンベ方式の発電機3台を購入いたしました。それを小学校への対応策としております。これにより、防災行政無線移動局、パソコン、プリンター、コピーなどの事務機器、投光器、テレビ、携帯電話充電などが可能となります。残る中学校2校に対しては、来年度以降、計画的な配備をしてみたい、かように考えております。

以上です。

○上下水道課長（石田英毅） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 石田水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 私のほうからは、2点目の下水道料金についてお答えさせていただきます。

河合町下水道使用料単価につきましては、平成17年9月の改定以来10年間、事務の合理化や効率化による歳出の削減等、積極的に取り組み、また、住民生活に直結する公共料金のご負担を軽減すべく努力してきたところでございます。

しかしながら、毎年度約3億円の一般会計からの繰り入れを公費補填で受けるなど、大変厳しい状況でございます。

今日の町全体の厳しい財政状況や下水道事業の経営状況を考えます時、行政側の内部努力だけで下水道経営の健全化を進めていくことは限界であると考えられるところでございます。

そのことから、河合町下水道使用料検討会を設置いたし、下水道使用料についてご審議願ひ、答申をいただいております。

その概要といたしまして、本来、汚水処理に係る維持管理費と町債元利償還金は、全て下水道使用料で賄うべきものである。本町の場合、現行使用料は一般排水で1立方メートル当たり100円に対し、先ほどの経費を賄うために必要な単価は現在188円であり、これに一定の公費負担のもと算出した160円を現時点での目標単価とする。また、住民生活に与える影響や近隣町の状況を鑑み、引き上げについては段階的に行うのが適当である。

今回の改定については、町全体の厳しい財政状況や下水道事業経営をもとに様討を重ねた結果、一般排水1立方メートル当たり100円を120円にすることも、やむを得ない状況にあると判断した。行政といたしまして答申内容を検討いたしまして、一般排水100円パー1立方メートルを120円に改定することに判断いたしました。

今回、使用料単価改定を図ることによりまして、公費からの補填が減少いたし、福祉や教育、また、社会基盤整備といった一般会計で実施している行政サービスの新たな財源として活用することができ、言い換えれば住民の幸せに寄与できるものであると考えてところでございます。

また、県水の受水単価が下がり、効果額が生じていると、上水道料金を下げてとのご提案でございます。県水受水単価の改定により効果額が生じております。それによりまして、平成25年度より単年度黒字会計を維持しておりますが、それまでの赤字会計累積欠損金を解消することによる上水道事業経営の健全化及び将来発生いたします上水道施設更新費用として充当いたしたく、決して余裕のある状況ではございません。何とぞご理解のほどお願いいたします。

なお、上水道料金体系は、近隣7町と河合町を含め比較いたしますと、2番目に安い体系になっておるところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、3番目の小中一貫教育について、4番目の小学校のクラス編成についてお答えさせていただきます。

まず、小中一貫教育についてでございますが、小中一貫教育のメリットとされているところは、小学校から中学校への進学する際に、新しい環境での学習や生活になじめず不登校などの諸問題につながるいわゆる中1ギャップの緩和など生活指導上の成果を上げているところや、9年間を通して児童生徒を育てることができるといったところでございます。本町も、1小と1中、2小、3小と2中が一貫教育ではございませんが、小中連携教育に取り組んでいるところでございます。

そのほか、本町の代表的な取り組みとしまして、27年度から、第3小学校において、タブレット端末を活用したICT教育を実施しております。28年度は残り2つの小学校にICT環境の整備を予定しております。この分野において、奈良県は全国におくれをとっている実情がございます。本町が奈良県の先駆的役割を果たし、教育力のアップを図り、魅力ある教育を実践することによって、子育て層の移住促進につなげていければと考えております。

4番目の小学校のクラス編成についてでございますが、児童生徒数が減少し、クラスがえができなくなれば、人間関係が固定化してしまいます。うまく回っている間はいいですが、こじれてしまうと卒業までそれが続いてしまうケースもあります。このことがいじめや不登校の原因にもなりかねません。また、運動会・文化祭等、集団活動で教育効果が下がってしまうなどが挙げられています。少人数によるメリットもたくさんございますが、子供たちは、これからグローバル化した競争社会に出て行くわけでございますから、ある程度の数の中で育っていくのがよいかと考えております。

先ほどの魅力ある教育を実践し、町内外にアピールを行い、子育て層の移住、定住につなげていければと考えております。

また、現在、奈良県では1学級の定数が40人となっております。このような少子化による1学級の状況は本町のみならず全県的な問題となっております。多くの市町村が35人学級の実現を要望しております。本町としましても強く県に対して要望していきたいと考えてお

ります。

最後ですが、来年度の学級数の状況でございます。第1小学校と第1中学校では1学年が単学級、1学年1クラスになる予定でございます。2小、2中につきましては、単学級になるところはございません。3小につきましては、1年生、2年生、4年生、5年生と4学年にわたりまして単学級の予定でございます。

以上でございます。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、5つ目の子育てと介護のダブルケアについて回答させていただきます。

ダブルケアと言いますのは、子育てと親の介護が同時に携わることでありまして、出産年齢が上がり、親世代が長生きにされることで今後の増加がますます予想されるところでございます。その状態になれば精神的・体力的な負担が増すほか、経済的な困窮を招くこともあると考えられ新しい社会問題として取り上げられてきているというのを認識させていただいております。

また、ある生命保険会社と横浜国立大学の助教授が中心となりまして「ダブルケアに関する調査」をされております。そのアンケート調査の結果では、公的な介護サービス、公的な子育て支援サービスは不十分であるとの回答もあります。そして、また、介護も育児もあわせて相談できる行政窓口を要望するというのが、9割方ございました。

そこで、河合町ですが、既に、本町としましては、そのような時に総合相談窓口であります、地域包括支援センターで相談をしていただき、個々の相談に対して利用できるサービスを関係課と連携して提供させていただいているところです。

また、私の福祉政策課では、介護保険及び子育て支援を行っている課でありますので、すぐに連携していろんな問題に取り扱いさせていただいているところでございます。

以上です。

○福祉部次長（門口光男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 門口福祉部次長。

○福祉部次長（門口光男） 私のほうからは、6点目の移転後の出張所、この状況についてお答えいたします。

出張所、これにつきましては、平成27年5月25日月曜日のほうから西大和地区公民館にお



いて業務を行っているところでございます。移転直後、これにつきましては、所在の認知度等により来所がやや減少したものの、町の広報紙並びにホームページ等により、現在は通常どおりの状況となっております。

改修につきましては、現状の間取りを変更することなく必要最小限の改修を行っており、玄関のバリアフリー、また、入口扉、電気空調設備並びに防犯カメラ等の設置を行いました。今後におきましても来所される方々の安全及び利便性に資するよう努めてまいりたいというように考えておるところでございます。

また、今後の出張所のあり方につきましては、住民サービスの観点から大切な施設として認識をしており、継続してまいりたいというように考えます。

以上でございます。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 1番の避難所の非常用電源ですけれども、通信システムとあとはカセットボンベですね、通信システムはこの本庁では物すごく必要ですけれども、避難所では僕はカセットボンベとか、やっぱりいろんなそういうほうが大事と思うんですけれども、また、それもお答えください。

ほんで、下水道料金、これは、今、標準家庭の1世帯の値上がりはどのぐらいになりますか。ちょっとそれをお聞かせください。

それと、小中一貫教育なのですけれども、今は一貫教育と違って、小学校と中学校が連携して現場の話し合いでしているとおっしゃいましたけれど、これはやっぱり、ばらばらよりも、町が主導していくほうがいいと思いますが、ちょっと、それもお答えください。

それと、4番目の1学級の場合、3小で1年生と4年生と5年生が1学級と今お聞きしました、次年度。その場合はやっぱり子供のストレスなど、悩みやいろんなことがあると思いますので、やっぱりそういう1学級の場合は、特に注視していただきたいと思いますが、それもお答えください。

それとダブルケア。ダブルケアをされている家庭は把握されていますか。それをお答えください。

6番目の出張所、公民館を利用する人と、出張所としての利用される方の増えていると思いますねんけれども、駐車場とかその辺はうまいこといっていますか。それもお答えください。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 通信システムとカセットボンベというご質問ですが、災害時に一番重要なことは情報の収集であると考えております。そのためには、役場庁舎にあります防災行政無線の親局と、各避難所に配置しておる移動局、それで情報のやりとりをやっていくと、そのためにはやはり通信システムが一番重要であると考えております。

その通信システムの電源となるべくカセットボンベを利用した発電機を小学校に配置していると、カセットボンベがありさえすれば、継続して発電できるというものですので、そちらのほうを活用して、情報収集に努めたいと考えております。

○上下水道課長（石田英毅） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） 今回の下水道使用料値上げによります標準家庭の1カ月当たりの値上げ額、増加額でございます。直近のデータでは河合町平均でございます、1カ月当たり21立方メートルお使いになられております。それで計算いたしますと、税込みでございます。1カ月当たり460円増加することになります。

以上です。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 小中一貫教育でございますが、当然、視野に入れております。国も推奨しておりますし、メリットもたくさん報告されています。今後、取り組みとしましても、やはり、小中一貫教育を視野に入れた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

それと、小学校の単学級が多いというところでございますが、当然、先生方一人一人、子供に注視していただいているところでございますし、27年度からは小学校のほうにも、スクールカウンセラーを配置いたしておりますので、その辺で心のケアを行っていきたいと考えております。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉課長。

○福祉政策課長（辰己 環） ダブルケアの数ということですがけれども、地域包括支援センターへの相談、福祉政策課への相談等で現在はダブルケアの相談は受けていない状況でございます。

○福祉部次長（門口光男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 出張所の今後の課題というところで、例えば耐震化並びにエレベーター等の設置、また、駐車場並びにトイレの洋式化、また、隣が公園となっておりますので、公園との共用ということの問題は認識しております。

このことにつきましては、以前に出張所移転の検討部会において、各主幹、課長におきまして、認識もしておりますので、もう少しお時間をいただければなというように考えますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今、1番の避難所の非常用電源ですけれども、情報システムは大変大事でその電源として、今カセットボンベとかで対応するとおっしゃいましたけれども、寒さ対策は今ごろ地震起きたら夜は冷えますけれども、それ、はっきり聞こえませんでした、それを、寒さ対策をもう一遍お答えください。

それと、下水道料金、1世帯当たりの1カ月のあれが460円アップと今おっしゃいましたけれども、僕の計算、近所の人とか、知り合い、いろんなことを計算すると倍ぐらいになるんちゃうかという数字になりましてんけれども、大体、標準家庭の1世帯当たりの、これは下水道ですけれども、上下水道足して何ぼぐらいの世帯が標準とされていますか。ちょっとお答えください。

それと、小中一貫校、連携、今されて、うまいこといっているみたいですがけれども、今後、小中一貫教育だけやなくて、一貫校いうのも国が進めてますけれども、そういう勉強はされてはりますか。また、視察なり、いろんなことはされていますか。

それと、1学年1学級、この問題ですけれども、カウンセラーなどを通じて、1クラスの場合はケアをされていますとおっしゃいました。これは41人でしたら、いいですけれども、40人になったら、もう1クラス、41人やったら、2クラスにぱっとなりますけれども、35人ぐらいが、皆さん、近隣のお望みらしいですけれども、これをもっと県へ訴えてもらうことはできませんか。40人、41人で親御さんが心配しているところも多いですので、2小でも、今、40になるか、ぎりぎりらしいところもあるんです。それやったら、1クラスになるか、不安持っていますので、せめて、近隣が訴えているように、35人いうのを県にもっと訴えてほしいと思いますけれども、努力はされていますか。

それと、ダブルケア、そういう話があれば、今、ダブルケアの家庭を把握されていますかと言いましたけれども、そういう家庭が言うてきはったら対応するということでしたけれども、これは、やっぱり、子育て世代、ある程度、町でも勉強して、調べて、把握はしといてほしいですね。

僕は自分でダブルケアをしましたけれども、親の介護、子供の子育て、保育所に行ってるものと小学生でね、それもありまして、いろいろやりましたけれども、どんなに介護や子育てをやっても、僕はやり切りました。ところが、どないもなれへんときが1年に1遍か2遍あるんです。そやから、そういう世帯をやっぱり町で把握しといてもうたらね。ふだんは助けて要りませんねん、やっぱり、自分の運命と思ってみんな頑張ってます。何かあったときに助けてほしい、そういうことをやっぱり、そういう人を把握しといてほしいんです。

例えば、子供が急に肺炎になった、さあ2週間や、小児科やったら、もう親はずっと24時間つきっきりやいうわ、そんなんで、介護のものでできません。ほんなら、ショートステイに預けたらええてなもんですけれども、町はショートステイ預けなさい言うけれども、そんなショートステイなんか、ずっとあいていません。そやから、ふだんは助けてもらわんでもいいんですけれども、何かあったときは助けてあげるよという、そういうときのために、やっぱり把握はしてほしいんですけれども、それをお願いいたします。

それと、6番目の出張所は今、エレベーターとか、トイレの洋式やら、車庫とかおっしゃったんで、これは考えられているようなんで、住民サービスのために、よく調べて検討していただきたいと思います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 避難所の寒さ対策ということですが、東北のような寒冷地では寒さ対策は命にかかわる問題でございますが、河合町では重ね着をする、毛布を利用するなどの対策で何とか厳しい条件ではありますが、しのげるのではないかと考えております。

災害時という非常事態でございます。毛布を準備する、石油ストーブ等での対応、そういったことで、可能な限り快適な生活ができるように配慮はさせていただきますが、やはり、平常時のようにとはまいりません。各自で防寒対策等備えを十分にしておいていただきたいと考えております。

ただし、生命に影響が及ぶような場合はこの限りではございません。当然、自家発電機を装備しております福祉会館等で対応することになろうかと思っております。

○上下水道課長（石田英毅） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） 1カ月当たり上下水道料金、そちらの額でございます。先ほど申し上げましたように、標準21立方メートルでございます。現行の単価でございます。上下水合わせまして税込みで6,190円、改正後になりますが、税込みで6,650円となります。

以上です。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 小中一貫教育にもさまざまな形があると思います。小学校、中学校、1つの建物にした小中一貫校というのもございますし、建物は別々でもそれぞれ独特の、独自のカリキュラムで9年間を進めるような小中一貫教育もございます。

そのことにつきまして、教育委員会といたしましても、今年1月、小中一貫全国サミットというのが奈良でございましたので、それに参加させていただきまして、研究というか、勉強させていただいているところでございます。

2つ目の小学校の35人学級の件でございますが、今、1年生は35人学級になっております。そこで、2年生に上がったところで、40人に押し込まれてしまうということが懸念されているところです。それにつきましてはもう、他の市町村と同じく、河合町にしても、県に要望させていただいているところでございます。

以上です。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾福祉部長。

○福祉部長（中尾博幸） ダブルケア、これにつきましては、議員もおっしゃっていますように、今社会問題になりつつあるということは認識をしております。

ただ、ダブルケアの中で、例えば、子育て支援につきましては、河合町に住んでおられましたら、基本的に河合町の幼稚園、保育所、小学校に通っておられるということで、私ども把握はできるんですけども、例えば、お父さん、お母さんが近隣町、奈良県内、それから、近畿圏に住んでおられる場合につきましては、やっぱりその市町村の行政サービスというんですか、介護サービス等がございます。

基本的に、西和7町ぐらいでありましたら、横の連携ということでできますので、お互いに連絡しながら、ケアの仕方、サポートの仕方ということは可能かというふうに思うんです。

けれども、例えば、大阪府とか、近くでお母さんを見に帰ったりとか、お父さんを見に帰ったりするぐらいの範囲の中でありましたら、圏域をまたぎますので、そこにつきましては、その辺、地元の考え方もありますので、そこは相談してもらわなければならないのかなというふうには思うんですけども、例えば議員がおっしゃっていましたが、ショートステイ、すぐはないと今、おっしゃっているんですけども、河合町の場合、三室園、それから、特養のほうにも、その辺の部分につきましては、確保しているということで、もし、そんなことがありましたら、安心して役場のほうに相談していただいたら結構かというふうに思っております。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 1番の避難所のあれは、寒さは東北みたいに寒くないし、毛布とか、石油ストーブで対応されるとおっしゃって通信のことでいろいろ大事とおっしゃったので、これは一応、それはそれなりに、河合町の方針で頑張ってください。

それで、下水道料金、1世帯当たり6,190円が今度、6,650円になるんですかね。これは一般家庭の話ですけども、子育てしているところは、やっぱり子供らは服汚してくるし、クラブして行ってますから、7,000円、8,000円、1万円いうところが多いです。そういうところはもっと高なりますもんね。そやから、6,100円の世帯というのは余り使わん家庭と思います。実際、子供らを育てて部活とかで汚れていたら、しょっちゅう洗濯もせんとあかん、風呂もシャワーもしょっちゅうせんとあかん。一番お金のかかる世帯はこんな460円アップと違くて、もっと厳しいと思いまんねんね。これは、今のこの3月予算に上がってますけれども、住民の声は、やっぱり、これは僕は反対で納得せんとしますよ。もうちょっと、これはもし値上げになるんでしたら、住民にもっと理解を得てもらおうようにせんとあかんと思います。

また、もう1つ、もう一遍考えをお聞かせください。

小中一貫教育、これは一応、今でいろんな努力はされているし、県に行って勉強もされてますし、今後、それで成功しているところがあるんです。廃校した学校をまた建てんとあかんいうところもあるんですから、もっと勉強してほしいと思います。

それと、1クラスですか。さっきの話やないけれども、教育のほうでばんと頑張っ、町を活性化したら、こんな40人の1クラスいうの、心配せんでいいんですけどもね。これはこれなりに、子供のストレスにならないように、頑張ってください、河合町のやり方で頑張

ってください。

ダブルケア、ショートステイなり、そういうところを三室園で対応されるというので、今は河合町はちゃんとおっしゃってくれたんで、うれしいですね。僕らはもう、昔そういうのも余りなかったんで、そやから、今、苦勞されている人は物すごく自分のように思うんで、今そういうふうには三室園とかいろんな対応をされるとおっしゃったんで、安心します。

この6つの質問ですけれども、一応、住民のために、住民が安心して、安全で安心して暮らせるように、より一層頑張ってこれを遂行してもらうことを願ひまして、僕の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて森尾和正議員の質問を終結します。

---

◇ 岡 田 美伊子

○議長（疋田俊文） 5番目に、岡田美伊子議員、登壇の上質問願ひます。

○1番（岡田美伊子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

（1番 岡田美伊子 登壇）

○1番（岡田美伊子） 1番、岡田美伊子、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

公共施設のトイレ洋式化について。

公共施設全施設のトイレを洋式化には思っています、特に役場、中央公民館、体育館は町民の方が多く集う場所であり、また、災害が起こったときの避難所としての指定される場合もあるので、トイレの洋式化については非常に重要な課題であると思います。

高齢者の方や子育て中の親御さんも多く見え、役場のトイレに入りにくいとの多くの町民の声もお聞きしました。

高齢の方はトイレの入り口は段差があるために、つまづくこともあり、現在では家庭の生活も洋式が日常的になり、和式を知らない世代も多くなっています。役場のトイレも1日も早く、洋式化にしていきたいと思います。

その上で、1、高齢者、車椅子での入りやすいバリアフリー化、2、立ちやすくするための手すりの設置、3、子供とともに、子供を座らせて、親も用が足せるように、ベビーチェアの設置、4、ベビーベッドは設置されておりますが、子供と一緒に入れるとお母さん方も

使いやすいと思いますので、ショッピングセンターなどに設置されているベビーシートは結構簡単に収納ができ、畳めば邪魔にならず、車椅子の人も自由に対応できるので、障害者の方も共有して使用できるようトイレの設置もよろしくをお願いします。

5番目に、洋式トイレの便座を消毒するための消毒液の設置、以上の5つの設置を一緒にぜひ1日も早い洋式化をお願いしたいと思います。

再質は議席にて行います。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務次長。

○総務部次長（木村光弘） それでは、ご質問の公共施設でのトイレの洋式化についてのご回答をさせていただきます。

本町の町内における各公共施設につきましては、高齢者・障害者の方々等を対象とし誰もがより利用しやすいものとするため、面的なバリアフリー化を実施する事業の内容や予定期間等を示した「河合町バリアフリー特定事業計画」を昨年11月に策定しております。

この事業計画では、各施設のトイレの整備メニューとしまして洋式トイレの設置、トイレの段差解消、また、手すり等の設置、洗面台の改修など実施すべき事業の計画が示されております。

今後におきましては、この事業計画により整備を進めてまいりたいと思っております。

なお、車椅子の方でも利用できるような多目的トイレにつきましては、現在、庁舎、豆山の郷、中央公民館、まほろばホール、図書館、保健センターの施設には整備されていることを申し添えておきます。

以上です。

○1番（岡田美伊子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○1番（岡田美伊子） ありがとうございます。

前向きにやっつけていただいているのはありがたいんですけども、やっぱり役場なんか特に、本当によく見える方が多いので、特に小さいお子さんを連れている方なんかは、やっぱりベビーベッドありますけれども、外ですよ、設置しているの。だから、やっぱり一緒に入れるような対応を1日も早くしてほしいのと、やっぱり高齢の方とかは、和式座るのも大変だし、洋式は1個あるのは知っているんですけども、なかなかやっぱり和式というのは座りづらいというのがあるので、和式は1個残すぐらいにしてあとは洋式化を早くしてあげてほ



しいなと思っています。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 今の議員の要望という形で、役場について、かなり老朽というか、当初のままという形で4つあるうちの1つが洋式で3つが和式かと、当然、今の時代に沿ったような形、当然、洋式化も必要だと思っております。

庁舎につきましては、当然、今後、皆様ご存じのように、耐震化等で、整備等が必要となりますので、その辺の折には検討していきたいと思っております。

それと、あと、あとの要望というような形で、ベビーベッドとか、これはスペース等が十分必要だということもありますので、その辺も含めて、設置ができるかどうか等も検討しながら、前向きな形で考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（疋田俊文） これにて岡田美伊子議員の質問を終結いたします。

10分間、暫時休憩します。55分再開します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時56分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◇ 谷 本 昌 弘

○議長（疋田俊文） 6番目に、谷本昌弘議員、登壇の上、願います。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

（11番 谷本昌弘 登壇）

○11番（谷本昌弘） 議席番号11番、谷本昌弘。通告書に従いまして、次の一般質問をさせていただきます。

平成28年度一般会計予算についてでございます。

今までは、毎年、六十数億円の一般会計予算でしたが、今回いきなり70億円という大台に乗りました。防災無線のデジタル化に6億3,000万という大型予算を計上したからとの理事者側からの説明です。

今、河合町は奈良県下でも最も借入金の多い町として、新聞紙上でも以前に発表されており、町財政におきましても百三十数億円の借入金がございます。今後、この上にさらに、今計画されておる認定こども園建設に対しまして十数億円の上積み、さらに法隆寺インターチェンジの東北側、旧バイオレット跡地に予定されております情報発信基地の新規事業、今回2,000万円ですが、設計あるいは測量という形で2,000万円計上されております。来年度も引き続き予算計上されるのかをお聞きいたします。

また、さらに、現在の公的な建物、施設、河合町体育館、中央公民館などの老朽化に伴う新築及び補修、腐食著しい下水道管の新規入れかえ事業など、インフラ整備に今後どれだけ多額の町債を発行しなければならないのか。恐らく、ここ数年間で150億円を超えるほどの借入金の町になることと思われまます。

今後、2030年度まであと十四、五年になりますが、増え続ける高齢者と医療費、それに反し減る一方の収入、町長の先日の施政方針演説の中にも、今後、町税収入の大きな伸びが見込めないこと、そして当町におきましても、依然として厳しい財政状況に直面しているとありました。

私も、この認定こども園、防災無線のデジタル化、決して否定はしておりませんが、しかし、現在、待機児童は1人もおりません。認定こども園、二、三年のうちに十数億円もの巨額な町債を発行してまでも、どうしても開園しなければならない事業とは思われぬのです。

防災デジタル化におきましても、多額の費用をかけ過ぎのように思われます。全戸配布の子機8,000台も本当に必要なのでしょうか、お尋ねいたします。それらの取り組み方に疑問を感じるわけでございます。

町の借入金、百五、六十億円のお金、一体誰が返済をするのか、誰に託しておるのか。毎年、3億円ずつ返済するとしても五十数年間かかります。事業をするのも行政の大事な仕事かもしれませんが、大きな負の遺産を、後世に残さないことも大事なことと思っております。

将来ある子供や孫にまで、今の状態だと大きな負の遺産を背負わせることとなります。私たちの生きている今、無駄をなくし事業の見直し、さらに工夫して事業に取り組み、少しでも借入金を減らし、預貯金を増やすことに取り組むべきと思っております。

改めて申し上げます。各事業の見直しと創意工夫が、ぜひとも必要ではないのかと思っております。

あとは自席にて質問いたします。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、初めの当初予算額が70億円の大台に乗り、このままでは、今後ますます町債発行額が増え続けると。これらの返済は誰に託すのかということについて答弁させていただきます。

本町の財政状況につきましては、今後も景気の低迷や少子高齢化、人口減少などにより、町税収入の大きな伸びが期待できません。また、社会保障関連経費、公共施設維持経費の増大が見込まれるなど、引き続き厳しい運営が予想されております。

しかし、このような状況の中でも住民生活に関連する公共施設の耐震化、また地域住民の安全の確保や、町の活性化を図っていく上で不可欠な事業につきましては実施する必要があると考えております。なお、事業の実施に際しましては、国・県補助金や交付税算入のある地方債など、最も有利な財源の確保に努めるとともに、健全化判断比率にも考慮して実施してまいります。

また、町債を発行することにつきましては、本町ではこれまでも道路、公園、福社会館、学校など公共施設の整備を行ってまいりました。整備年度には多額の費用が必要となりますが、施設や設備によりましては、10年後、20年後も利用されるものが多くあります。この場合に、整備当時の住民の方だけが費用を負担していただくのではなく、施設や設備を利用される将来の住民の方にも負担していただき、世代間の費用の負担を公平にするために、地方債を活用して整備を行っていることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） まちづくり推進、中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 私のほうからは、バイオレット跡地に情報発信・地域振興拠点整備計画について説明させていただきます。

事業内容として、法隆寺インター北側の町有地を活用し、情報発信や地域振興の場となる施設を建設するための基礎的な調査を考えております。予算計上で、委託業務の内容としては、町有地への進入路の検討及び地質調査、基本設計、また関係機関、国及び奈良県との協

議図面等の作成、また町有地の施設の検討です。

以上です。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、防災行政無線デジタル化についてご説明をさせていただきます。

昭和59年度から整備をいたしましたアナログ方式の防災行政無線同報系と移動系及び平成8年度から全戸配布いたしました個別受信機が経年劣化によるふぐあいが多発し、誤作動が増加しております。また、個別受信機が製造中止となったことに加えまして、部品の調達が非常に困難になってきていると。

また、無線設備の技術基準等の改正によりまして、現行のアナログ波が数年後に使用できなくなると、さらに充当率100%、元利償還金の70%交付税算入という非常に有利な起債である緊急防災減災事業債が、現時点では平成28年度、来年度をもって終了すると言われております。

このような現状と、超低金利であることなどを総合的に判断いたしまして、平成28年度に防災行政無線のデジタル化事業を進めるのが最善と判断し、予算計上をさせていただきました。

町の防災行政無線デジタル化経費ですが、約6億1,100万円でございます。このうち設計管理費といたしまして150万円、同報系の固定局及び屋外拡声子局、屋外スピーカーですが、それと移動系の整備に約3億4,860万円、個別受信機の整備に約2億6,090万円を見込んでおります。

個別受信機は決して安価なものではございませんが、今後、巨大地震や豪雨災害への備えを考えたときに、システムの堅牢性、情報伝達の確実性や操作性にすぐれた現時点で最善のシステムだと考えております。

合わせまして、平常時の行政情報発信に威力を発揮する登録メール機能を追加いたしまして、情報伝達の多重化を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） こども認定園、佐藤室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 私のほうからは、認定こども園、本格的に着手につい

てお答えさせていただきます。

幼保連携型認定こども園整備事業につきましては、施設の適正配置、安全性の確保、周辺環境への影響、既存施設の利用、町有地の有効活用などに重点を置き、今後の河合町子育て支援施策を検討した結果、新たな場所において幼保連携型認定こども園を提供することが望ましいとの結論に至りました。

平成28年度予算計上させていただいた5,300万につきましては、基本実施設計、造成設計費であります。これ以外に、今後必要となるハード面経費は、造成工事費、現場管理業務、建設工事、附帯工事、備品購入が必要と考えています。おのおのに係る費用については、基本実施設計、造成設計業務にて算出します。

今後の幼保連携型認定こども園運営維持管理費につきましては、既存3施設を幼保一元化することにより、光熱水費などの需用費が削減されることが見込まれますが、新たな施設整備におきましても、さらに維持管理費を軽減させる工夫、取り組みを行っていきたいと考えております。

なお、事業実施年度は、かなりの事業費がかかることが予想されるため、県財政担当課と協議を行った結果、これまで幼保連携型認定こども園を整備された市町村が充当していた地方債に比べ、かなり地方交付税が有利な地方債を充当することが可能となったため、その起債を充当することを検討しており、将来に対する負担を少しでも減らしたいと考えています。

以上でございます。

○11番（谷本昌弘） はい議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 今、担当課の方々から担当課別に、それぞれの最も、なぜそのようなことが必要かといったことなど、るる説明していただきましたが、認定こども園におきましては、町有地の有効活用と今おっしゃられたわけですが、果たして今予定されておる場所が町有地ではあるわけですが、本当に有効な場所であるのかといったこと、ちょっと首をかしげるような状態です、

空き地の更地で、現状で町有地として持つておるんであれば有効活用かもしれませんが、今現在は、つい先日まではスポーツ公園という中の一角を占めておった場所です。それを用途変更して、そして設計あるいは測量に、今現在、山ですね。傍聴の方もご存じかどうかかわかりませんが、今現在、山のような状態になっております。

その場所を一から造成、開発するわけですね。その設計、測量に5,300万、さらに造成

に幾らかかかるかわからんと。かなりまた1億、2億のお金がかかるやもしれません、造成だけに。そしてまた、その上に十数億という建設費用が見込まれていくわけです。せやから、認定こども保育園という一つの建物に対して、相当なお金が必要なわけです。

そのような場所が、本当にこの町有地の有効な場所であると言えるのかどうか、甚だ私は疑問に思うわけです。それであるならば、学校の統廃合、先ほども質問にありましたけれども、第3小学校単年度学級、子供さんがおらんようになって単年度学級が増えておると。3小にしても1小にしても、生徒さんがおらんで教室がだんだんあいてきておると。

それなら一層のこと、なぜ統廃合というものを、直面したものを考えないで、統廃合した後の敷地に幼稚園というものを建てる方向ということを考えられないのかといったふうに私は思うわけです。その辺、担当課の方どのように思われるか、ちょっとお願いいたします。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤認定こども園室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） まず、既存施設の規模について検討はいたしましたが、現状のところ9月議会でも答弁させていただいたように、既存の河合幼稚園、既存の西穴閣保育所、広瀬台保育所、これでは面積が足りないと。そして、当然、候補地以外に3カ所ほど検討はさせていただきました。

ただ、やはり平地で、町有地で4,000平米前後確保できるという土地は見つかりませんでした。そして、あそこの土地を選ばせていただきました。それで、小中学校と統廃合後の利用ということなんですけれども、小中学校と就学前の幼児教育、保育施設となる認定こども園では施設規模、施設配置や設備その他、さまざまな要素に関して異なる点がありますので、やはり今の建設予定地で事業したいと考えております。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） また今もおっしゃられましたように、担当課は担当課でそれなりの言い分もあることと思います。

バイオレット跡地の有効利用におきましても、情報発信基地という大変、何やのんというような何の情報発信基地やのんと、こう一般には思われがちですが、要約すると道の駅というふうに考えても、そのように答弁してもよろしいでしょうか。情報発信基地は、もう情報発信基地の場所として答弁せなあかんもんか、あるいは道の駅として建設予定されておるといふのと、またちょっと意味が違ってくるわけですか。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 竹田部長。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 現在、予定しておりますのは情報発信・地域振興拠点整備事業でございます。

当然、道の駅という選択肢もございますけれども、現在、来年度におきましてどういう施設がいいのか検討した後で、その辺の当然、道の駅にするのかどうか検討していきたいと思っております。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 道の駅、あるいはまた情報発信基地と、どちらでもええというような解釈で質問させていただきますが。先ほど申し上げられましたように、あの場所は大変に車の進入のしにくい場所でございます。この2,000万円の測量、設計の金額はといいますと、大和川あるいはまたその隣の不毛田川を利用して、橋をかけて進入路を新たにこしらえるということですね。今の現状のままでは、どうしても活用しにくい場所でございますので、新たに不毛田川あるいは大和川の堤防を利用して、そこに橋をかけて。

それといたしましても、非常に建設省あるいは国の厳しい審査をパスしなければならないわけですね。非常にハードルが高いわけですね。そのような場所、ましてまた、今の現状の土地だけで間に合うのではなく、橋桁をかけて進入路を変えていくともなると今現在の場所のできるのか、あるいは土地が不足するために、さらに予定している場所では足らんと、後幾らか買い足すというようなことはどうですか、今ありますか、もう全くそれは考えて。用地の新規の買収ですね、今の面積だけでは情報発信基地が狭すぎると。そして、もうちょっとこれは不足するから買い足さなあかんというようなことは起きるのか起きないのかということ、ちょっとお聞きいたすわけです。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 今の議員の質問ですけれども、用地を買い足すかどうかということですねけれども、一応、今考えているところは買い足しは考えておりません。

以上です。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 買い足す必要はないということですね。

それでしたら、どれだけの予算が、それもこれもいろいろなこれから測量、設計する意味におきまして、用地買収する必要がなければ、それはそれで結構なわけですが。いずれにいたしましても相当大きな予算を計上することと思います、その基地として完成するまで。

せやから、そこまでしてお金をかけんなん場所なんかということをおはまた、先ほどの幼稚園と同じように、入りにくいような場所にわざわざ橋まで、進入路まで別に設けて、道の駅やらというものをこしらえやんなんような場所なんかということをおはまた不思議に思うわけです。

100円の収入を得るのに140円、150円の資本投下するのに非常によく似ているのではないかと考えております。これ民間の企業でしたら、そのような場所は近鉄西田原本線、完全に今はもう駅はほとんど無人化になっております。100円の利益を入れるのに駅員の方々を置いておつては、とてもそろばん勘定できないと、ですから無人駅になっております。企業でしたらそのようにして、できるだけお金の要らないようにするという。そろばんをはじくわけです。

私、ですから、このようにバイオレット跡地、あるいは道の駅ということが、とてもこれが有効な場所になるとは思いませんし、その辺も一つよくよく、それは町長がそういうふうな現在、情報発信基地として有効利用されたいという、それは町長のご意向ですので、河合町の意向ですので、そのように今後進められればよいとは思っておりますが、どうも私らにしてみたら、あの場所をさらに有効活用する、どうしても有効活用しなければならないような土地なのかという疑問が私は持っているわけです。

この話は変わりますが、四、五年前ですか、河合町に防災あるいは防犯のときに、ある大学の教授の先生の講演がございまして、どのような話をされたかといいますと、ゆでガエルという話をされたわけです。恐らく皆さん方の中にもそのゆでガエルの話をされますと、ひょっとして思い出される方もおられると思いますが、どのような話かと申しますと、カエルが洗面器の中に入っておるわけです。その下のほうでガスバーナーにちょっと火がついておるわけですね。最初の間は数匹のカエルというのは水が冷たいものですので何のあれもなしにそこで生活しております。ちょっとずつ、ちょっとずつ鍋の温度が上がっていきよるわけです。自然と温度が上がっていくために、カエルとしては水温が上がって、やがて危険になるということがわからんように麻痺してしまうわけです。やがて熱くなって、これはえらいこっちゃと、水面から逃げんなんというときには、既に逃げる体力がなくなって、鍋の



中のカエルは皆、死んでしまいます。

これ、さる大学の教授が話されて、私、河合町の現状を言うたはんのん違うかなと、河合町の将来のあり方について、借金、借金、小さな借金。皆さん方の中にどれだけ将来、百五十億、六十億の、この借金を抱えて、これ恐らくこの大学の先生、河合町の将来像を見越してこの話をされたんかなと私思ひまして、非常に複雑な気持ちでその教授の話を聞いておりました。ゆでガエルにならないければ結構なわけですねんけれども、その辺のところ、町職員の方々も、あるいはまた議員さん方々におきまして、先ほど申しましたように創意工夫ですね、各事業の見直し、再点検、そして創意工夫です。いろいろなことを考えて行政に携わっていきたいと思っておりますので、今後とも皆さん方におきまして、議会とまた行政と一体となって、儉約あるいはまた創意工夫といった感じで行政を進めていきたいと思っておりますので、私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 清 原 和 人

○議長（疋田俊文） 7番目に、清原和人議員、登壇の上、願います。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

（3番 清原和人 登壇）

○3番（清原和人） 議席番号3番、清原和人が通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

河合町には課題が山積しています。朝から課題にも上がっていましたが、人口減を食い止め、若い人たちの夢を託せる河合町になる必要があります。そのためには、幼稚園と小中学校の義務教育の環境の充実と魅力あるまちづくりが大きなポイントになります。意図的にいろんな仕掛けをすることが大切だと思います。

町民にとって住んで楽しい、子供をこの地でぜひ育てたい、リタイアしても河合町のために何か貢献をしたい、活動をしたい、ずっと住み続けたい等の声があふれる、そういう河合町になってほしいと強く希望しています。目に見える具体的な行動や実際に取り組んでおられる内容を情報発信することが問われています。そういう願いを持ちながら、本日質問をい

たします。また、来年度の事業に少しでも生かしていただけたらと願っています。

1つ目は、2018年、19年度道徳の教科化についてです。

いじめによる自殺、不登校、暴力問題等、子供たちの心の問題が大きな社会問題になっています。現状の道徳は、学校の教育活動全体を通して行うものとされ、道徳はもちろん各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して適切な指導をしています。

道徳の時間は週1時間、年間最低35時間が実施されなければなりません。しかし、他の授業時間に使われたり、教員の力不足や不十分な教材による道徳の形骸化や、教科書がないため学校間によるばらつきの問題も指摘されています。

文部科学省は、これらの改善に向けて2018年度から小学校、19年度から中学校で道徳は特別の教科道徳に格上げされます。教科書が選定され評価も行われます。既に学校の判断で15年度から取り組んでいる現場もあります。また、教える内容では新たにいじめの防止が盛り込まれ、道徳の教材をただ読むのではなく、問題の解決や体験的な学習なども取り入れ、考え、対話、議論する実践的な道徳教育を目指しています。

河合町内では、教育委員会を中心に各校で取り組みの成果を上げていますが、いじめ、不登校、暴力行為等のない安心・安全な教育環境を切に願っています。道徳の教科化に向けて町の教育方針にどのように位置づけされようとしていますか。河合町内の学校では、年間35時間の道徳の時間が確保されていますか。教員への指導や保護者への情報発信についての考えがあればお聞かせください。

2つ目は、各学校の図書室の蔵書数及び利用状況についてです。

初めに道徳教育の教科化について述べましたが、私は道徳が教科になったからといって心の教育がすぐに改善されるとは考えておりません。それをサポートする絶え間のない取り組みが必要だと考えています。

例えば、一つのサポートとして、学校図書館は児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で学校教育上重要な役割を担っています。情報を収集、選択、活用する能力を育てるIT教育も大切ですが、ゆっくり考え心を育てる読書活動の重要性が今、特に指摘されています。

文部科学省は、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書数の標準を定めています。河合町の学校図書館教育の方針についてお聞かせください。現在の各小中学校の蔵書数及び国の標準数に対しての達成率についてお答えください。学校図書館を利用した読書活動

等の教育活動を各校で行っています。活動内容、利用状況についてお聞かせください。

3つ目は、河合町の魅力再発見についてです。

馬見丘陵公園では、県の事業で馬見自然探検隊等、数多くの自然イベントが実施され好評を得ています。河合町内には里山等の自然空間が多くあります。町独自で自然を活用した2中、1中校区住民の交流や、青少年の心を育てる教育の場を設定することが望まれており、学校教育でも、先ほど述べましたように心の教育の推進に活用することができます。しかも、森林インストラクター、奈良県森林環境教育指導者、ネイチャーゲームリーダーの資格を持つ人たちが町内に居住されています。

河合町の魅力再発見につながる取り組みについてどのように捉えられますか、見解をお願いします。

2中校区の住民の多くの方々は、自然との触れ合いや農作業に興味を持っておられます。このことから休耕田の対応策の糸口が見えてきます。広報かわい3月号でたんぼの学校、荒廃農地活用事業の記事があり、とてもうれしく感じました。ぜひ、成功していただきたいと思います。

以前より人気があり活用されています佐味田借地農園の場所、借地面積、利用状況についてお聞かせください。よろしく願いいたします。

再質問につきましては、自席で行います。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、私のほうからは1問目の道徳の教科化と2問目の図書室の蔵書及び利用数についてお答えさせていただきます。

まず、道徳の教科化でございますが、町の方針といたしましては、河合町教育振興基本計画の重点施策の一つでございます。豊かな心の育成として道徳教育の充実に努めているところでございます。道徳の時間だけにとらわれることなく、学校生活、家庭生活また地域を通して道徳心を養う教育を実践していく方針でございます。

2つ目の道徳の年間授業時間数35時間を確保しているかというところでございますが、授業時間数につきましては、いずれの学校も週1時間、年間35時間の授業時間数を確保しております。3番目、今後の学校教職員への指導や保護者への情報発信の計画についてというところでございますが、今後は各学校で、それぞれの実情に応じた道徳教育全体計画というのを作成する予定でございます。それとともに、県教委が主催いたします研修会などの施策を

活用しながら、教職員への指導、また学校を通して保護者への情報提供を行いたいと考えております。

大きく2つ目でございますが、図書室の蔵書数及び利用状況でございますが、図書館教育の方針としましては、読書活動の推進を、同じく教育振興基本計画の重点施策の一つに上げております。27年度は地方創生先行型交付金を活用いたしまして、図書ボランティアさんの協力を得ながら蔵書の増加、整理など図書室の充実に努めてまいりました。読書好きの子供を増やし、確かな学力、豊かな人間性、情報活用能力などを育むことが目的でございます。

現在の蔵書数は、小学校3校で約2万冊、中学校2校で1万5,000冊となります。基準冊数に対する達成率は、それぞれ79%、75%となっております。各校の利用状況でございますが、小学校では全ての学校が週に1回、図書利用の時間を設けております。中学校では、第1中学校が毎日10分程度の読書タイムを設けております。第2中では一斉の読書時間を設けておりませんが、個々に利用し読書の習慣づけに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 私のほうからは、2点目の河合町の魅力再発見についてお答えさせていただきます。

教育委員会では、今までにも町内の児童を対象に自然体験や野鳥、植物観察などの行事を行い、町内の方を講師に招いて実施してまいりました。参加した児童は、自然に触れ合うことで新たな発見をし、有意義な時間を過ごしてもらったと考えております。

今後もそのような機会をつくって実施したいと考えております。

議員おっしゃった森林インストラクターとか、奈良県森林環境教育指導者、ネイチャーゲームリーダー、このような方は樹木の観察や木工工作などの体験や、野外活動の指導を行う知識と技術をお持ちの方だと聞いております。今後、自然を利用した行事を開催する際には参考とさせていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○地域活性課長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻課長。

○地域活性課長（福辻照弘） 私も河合町の魅力再発見についてお答えさせていただきます。

その中の河合町体験農園、通称ほのぼの農園と呼んでおりますが、当農園は平成5年に家

庭菜園をしてみたいという要望を受けて、自然あふれる佐味田の地に整備した農園です。駐車場、トイレ、水道設備を完備した農園で、さらに月1回、地元農業者から農業指導が受けられますし、家族連れで来られても隣接して河合町で唯一バーベキューができる、ほのぼの公園がございます。1日自然に触れて過ごしていただけます。

河合町体験農園の総面積は6,757平方メートルで、農園スペースなどが約5,204平方メートルで区画数は81区画あります。利用状況につきましては、現在、60区画の利用で74.1%の稼働率となっております。1区画の面積は約30平方メートルで、使用料は1カ月1,500円で年間1万8,000円でございます。

以上でございます。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） 再質問をいたします。

道徳教育につきましては、先ほどありましたように各学校の工夫した教育活動と長年というか、河合町では人権教育を中心に、いじめとか不登校、暴力行為等の根絶に向けて取り組んでおられます。今後も心の教育の推進に向けて、先ほどおっしゃったように、ある面では教育の、ちょっと中核にさせていただいて、粘り強い指導を心がけていただきたいと願っています。

それから、学校図書館の件につきましては、河合町教育委員会の取り組みというか、よくちょっと今充実に向けて頑張っておられると思います。しかし、貴重な税金を図書の購入に使っていただいておりますので、違う視点でちょっと提案だけしたいと思います。

それはどういうことかといいましたら、本の蔵書数についてですが、1校ずつで考えるよりも、例えば1小、1中は隣同士になっていますので、また2小、2中も隣同士になっていますので、ある面では本を合算しまして、それからお互いに有効活用できるというか、そういうような方法を見つけていただいて、また児童生徒にも選択の幅も広がります。また、利用率も上がるように思いますので、その点について後でお答え願いたいと思っています。

それからもう1点。今は夏休み、冬休み、せっかく本がいっぱいあるのに、夏休み、冬休み、春休みには閉館になっています。学校図書館を、児童それから生徒、一般の方々に有効利用していただく、そういう手立てもちょっと考えられるのではないかと思います。

これらについてどのように、今まで取り組んでいないんですけれども、夏休み、冬休み、春休み、全部でなくてもいいんですけれども、何か有効に活用できるかなというように考え

ておりますので、そのことについても再度、ちょっとお答えください。

それから、河合町の魅力再発見につながる取り組みについてなんですが、私も提案だけではちょっと無責任な形になりますので、4月、ちょっと季節がよくなってから、今頼んであるんですけども、有志でインストラクターをつけて河合町内の里山を歩いて、魅力を自分でもちょっと見つけたいと思っています。また、何らかの形で担当課に事後報告をしたいと思っています。

それから、田んぼの学校の取り組みもすごくいいなと思っておりまして、先ほども言いましたけれども、ぜひ成功させていただいて、河合町全体に広めていくように考えてもらって休耕田をなくすというか、うまく利用するというか、そういう農地を生かせる取り組みを期待したいと思っています。

そういう意味で2点だけ、ちょっと教育委員会のほうからの再質問、お願いします。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 小学校、中学校それぞれの図書室の相互利用みたいなご提案と思います。

それぞれ本の種類とか違うところもあると思うんですけども、そういう利用できる書物につきましては、それぞれ利用できたらと教育委員会も考えておりますので、そういうご提案につきましては検討させていただきたいと思います。

長期休暇中の利用につきましても、同じように検討させていただきたいと思います。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） 小さな取り組みになるんですけども、そういう積み重ねを重ねていきまして、それが河合町の起爆剤につながるというか、町の活性化、宣伝にというか、そういうことになっていったらなと思っています。そういうことで、またよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、清原和人議員の質問を終結します。

---

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

本日、これにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 西 村 潔

署 名 議 員 谷 本 昌 弘